

第3期 八千代町 子ども・子育て支援事業計画

地域で親子の育ちを支え 笑顔が輝くまち

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
茨城県 八千代町

はじめに

現在、我が国では、少子化の進行や家庭環境の多様化、子どもの貧困や児童虐待などの様々な子どもの問題を抱え、子ども・子育て家庭を取り巻く環境は複雑化・深刻化しております。

国はこうした状況を踏まえ、こども政策を社会の真ん中に据え、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする「こどもまんなか社会」実現のため、常に子どもの視点に立った政策を行うべく、令和5年4月にこども家庭庁を創設しました。



また、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」を制定し、同年12月には、こども基本法に基づくこども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を策定しました。

本町では、これまで子どもたちの健やかな成長と子育て世帯を力強く支援するため、平成27年3月に「八千代町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年3月には前計画を改訂した「第2期八千代町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、多くの課題に対し幅広い子育て施策を推進してまいりました。

今回、第2期計画の改訂時期にあたり、子育てしやすい環境の確保や教育環境の改善、地域社会との連携強化を図るため、「第3期八千代町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

今後は、新たな計画に基づき、幼児教育・保育の質と量の確保や、各種子育て支援施策を展開し、安心して子どもを産み、育てることができるよう子育て世帯の皆様に寄り添い、妊娠・出産期から子育て期にわたって切れ目ない継続的な支援に取り組んでまいります。

これからも、将来を担うすべての子どもたちが健康で成長することができ、笑顔に満ちあふれ、子どもの成長を楽しむことができるよう充実した子育て環境の整備・充実に全力をあげ努めてまいりますので、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました八千代町子ども・子育て会議委員の皆様には感謝を申し上げますとともに、アンケートにご協力をいただきました町民の皆様、並びに関係皆様には心からお礼を申し上げ、ごあいさついたします。

令和7年3月

八千代町長 野村 勇

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置づけと対象	4
3 計画の期間	5
4 計画の策定体制	6

第2章 八千代町の子どもと家庭を取り巻く現状

1 人口と世帯の状況	9
2 婚姻・出産等の状況	13
3 就業の状況	16
4 教育・保育事業の状況	18
5 アンケート調査結果について	20
6 本町の現状からみた主な課題	35

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	39
2 基本目標	40
3 計画の体系	41

第4章 子ども・子育て支援の展開

施策方針1 地域における子育て支援の充実	45
施策方針2 支援が必要な子育て家庭と子どもへの細やかな取り組み	47
施策方針3 子どもの健やかな育ちのための環境づくり	50
施策方針4 子どもの生きる力を育む教育環境づくり	53
施策方針5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり	56

第5章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策

1 子ども・子育て支援事業計画の概要	61
2 教育・保育提供区域の設定	62
3 八千代町の児童数の将来推計	63
4 幼児期の教育と保育の充実	64
5 地域子ども・子育て支援事業の充実	71
6 その他の推進方策	90

第6章 計画の推進体制と進捗管理

1 協働による計画の推進	95
2 計画の進行管理	96

資料編

1 計画の策定経過	99
2 八千代町子ども・子育て会議設置要項	100
3 八千代町子ども・子育て会議委員名簿	102

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、子どもを取り巻く状況は、貧困を始め、虐待、いじめや体罰、不登校など多岐にわたっており、様々な背景により、深刻化・複合化しています。

このような困難な状況に置かれた子どもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で健やかに成長し、生活を送ることができる社会であることが求められています。

そうした中、国において令和5年4月、次代の社会を担うすべての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。

同年12月、こども施策を総合的に推進するため、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に改正）に基づく3つの子どもに関する大綱を一元化し、3大綱の抱える課題の更なる改善や「こどもまんなか社会」の実現を目指すべく「こども大綱」が策定されました。

本町では、これまでに子どもたちの健全な成長と発達を支援することや、子育てしやすい環境の確保や教育環境の改善、地域社会との連携強化を図るため、平成22年3月に、「八千代町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、八千代町全体で子育てを支える環境づくりや次世代を担う子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを推進してきました。

また、平成27年3月には、子ども・子育て給付に係る教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を図るため子ども・子育て支援法等に基づき、「第1期八千代町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、令和2年3月には、「第2期八千代町子ども・子育て支援事業計画」を見直し、同計画に基づき各種施策を推進してきました。

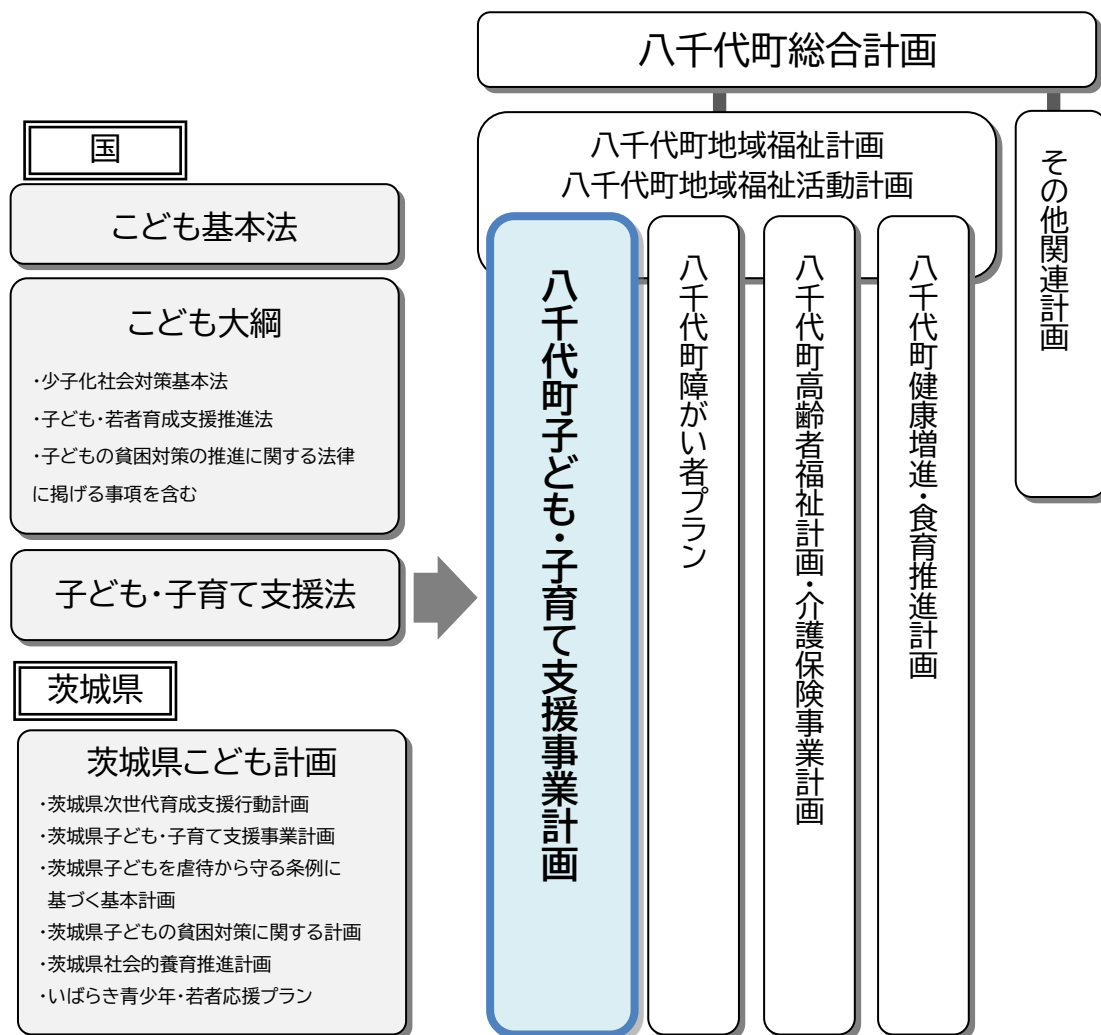
この計画が今年度末をもって終了することから、本町の現状と課題を分析・整理し、令和7年度～令和11年度までの5年間を計画期間とした「第3期八千代町子ども・子育て支援事業計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の位置づけと対象

(1) 本計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置づけられます。また、「次世代育成支援行動計画」、「母子保健計画」「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」の内容も含めた計画です。

策定にあたっては、本町のまちづくりの最上位の計画である総合計画をはじめ、障がい者プラン（障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画）、健康増進・食育推進計画、教育振興基本計画等の関連する他の計画との調和を図っています。



さらに、本計画は、SDGsの視点に立った計画とします。SDGsとは「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略で、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国も取り組む普遍的なものであり、町の総合計画では、施策の企画・立案・実行の各過程において、SDGsの理念に配慮し、17の目標のうち計画の施策展開に深く関わる目標との関連性を示しています。

本計画においても、SDGsの17の目標達成に向けた取組を推進していきます。



資料：国際連合広報センター

（2）計画の対象

本計画は、本町に生活する18歳未満の子どもをはじめ、その育成に関わりのあるすべての人々・関係する機関等を対象としています。

3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までを1期とした5年間の計画とします。

なお、町を取り巻く状況や、経済、社会、地域の状況の変化など、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和 2年度	3	4	5	6	7	8	9	10	11
第2期計画									
				改定	第3期計画（本計画）				

4 計画の策定体制

本計画は、子ども・子育て支援法第72条第1項に規定する「八千代町子ども・子育て会議」を中心とした審議、保護者などへのニーズ調査の結果等を基に子ども・子育てに関する状況や意向等を踏まえ、策定しました。

（１）八千代町子ども・子育て会議の実施

子ども・子育て支援法第72条第1項に基づく機関で、子ども・子育て支援事業者、保護者、学識経験者等で構成し、計画の内容等を審議しました。

（２）アンケート調査の実施

より一層の子育て支援施策の充実に向けて、保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見を把握することを目的に、令和6年3月にアンケート調査を実施しました。

（３）パブリックコメントの実施

本計画を策定する過程においては、計画案の内容を公開し、広く町民の意見の収集に取り組みました。

第2章

八千代町の子どもと家庭を取り巻く現状

第2章 八千代町の子どもと家庭を取り巻く現状

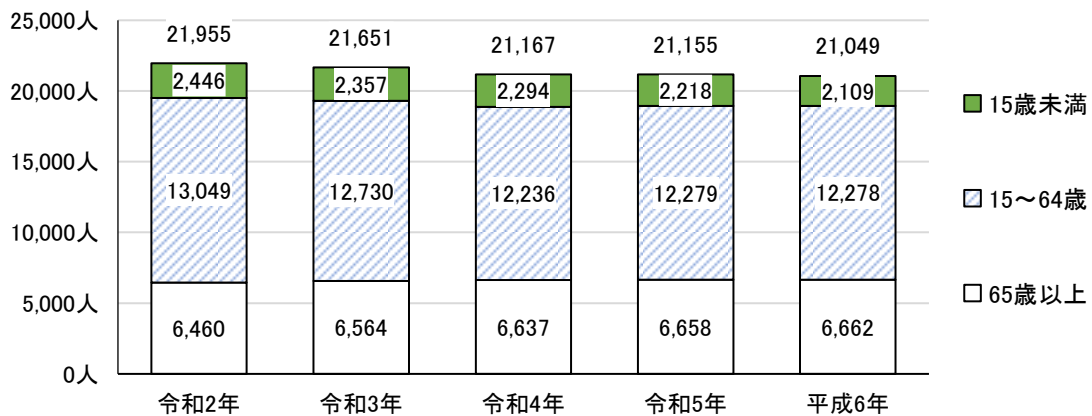
1 人口と世帯の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

令和2年からの本町の人口推移をみると、緩やかな減少傾向にあり、令和6年4月1日現在の人口は21,049人となっています。

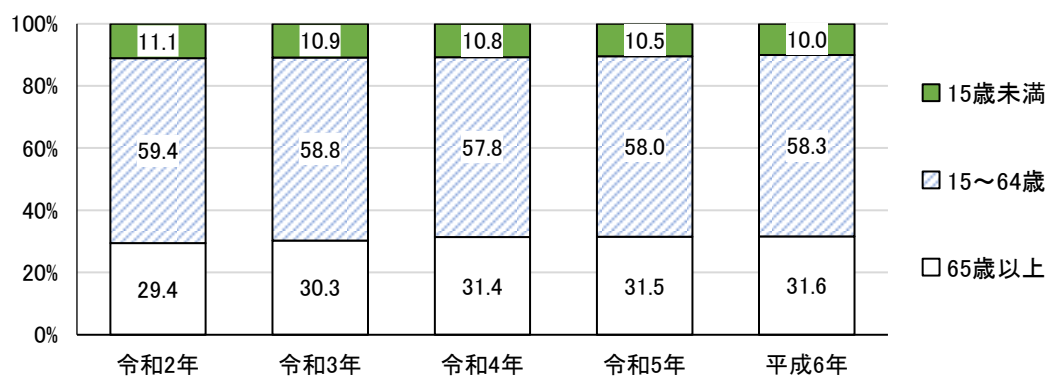
年齢3区分人口構成比の推移をみると、65歳以上の高齢者人口割合は増加傾向、15～64歳の生産年齢人口割合、15歳未満の年少人口はいずれも減少傾向で推移しており、少子高齢化が進展している状況があらわれています。

■ 総人口及び年齢3区分人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 年齢3区分人口構成比の推移



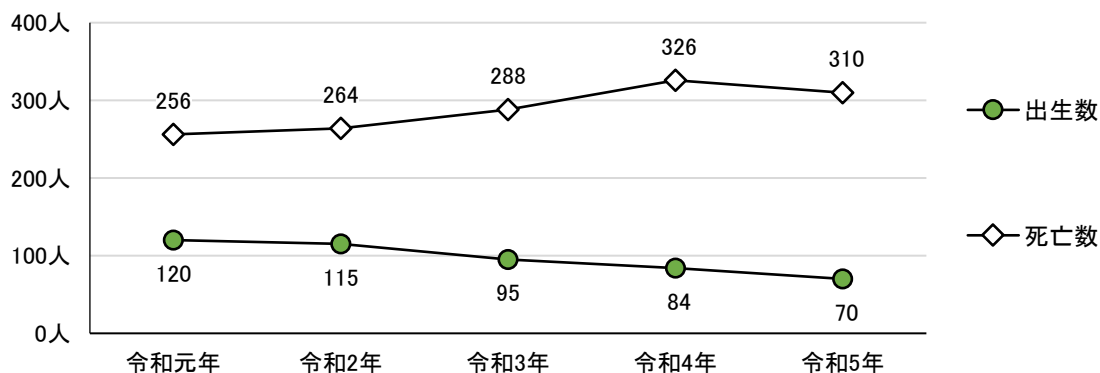
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

※端数処理のため、割合の合計は100%とならない場合があります。以降同じ。

(2) 自然動態

本町の出生数及び死亡数の推移をみると、死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。

■出生数及び死亡数の推移

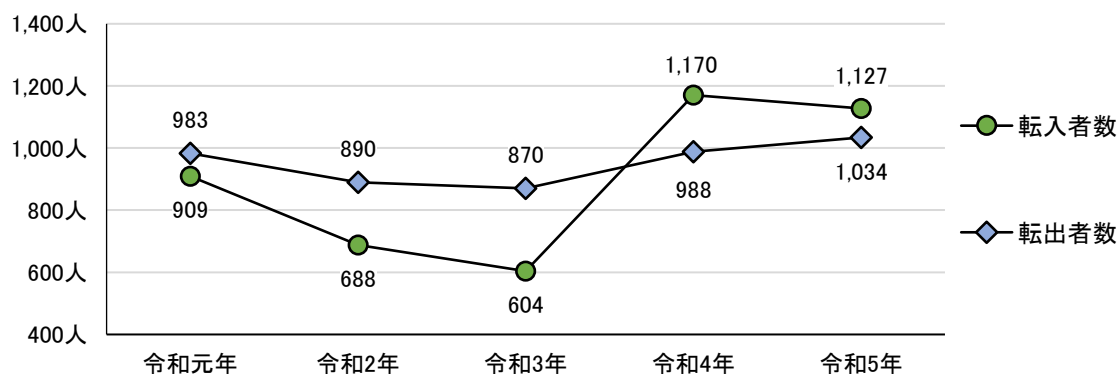


資料：茨城県人口動態統計

(3) 社会動態

本町の転入者数及び転出者数の推移をみると、令和3年までは転出者数が転入者数を上回る社会減の状態でしたが、令和4年以降転入者数が転出者数を上回る社会増になっています。

■転入者数及び転出者数の推移



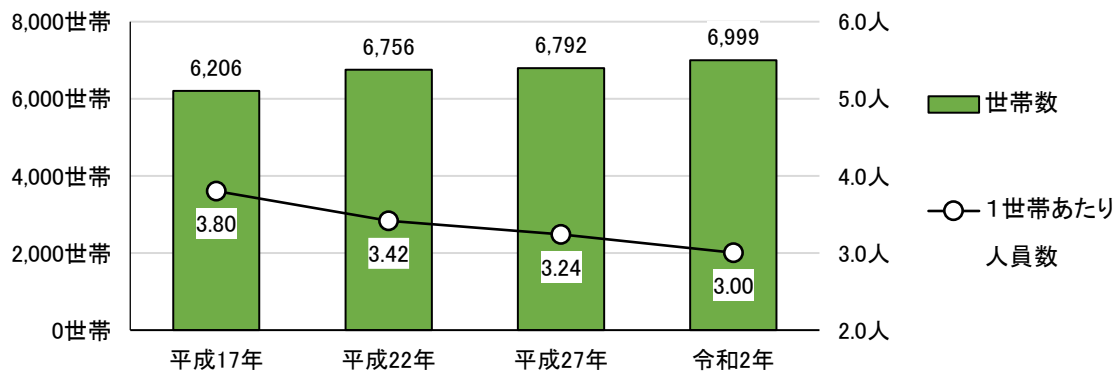
資料：茨城県常住人口調査

（４）世帯数

本町の世帯数の推移をみると、平成 17 年から一貫して増加傾向にあり、令和 2 年では 6,999 世帯となっています。

一方、1 世帯あたり人員数は年々減少しており、核家族化が進展している状況があらわれています。

■世帯数と 1 世帯あたり人員数の推移



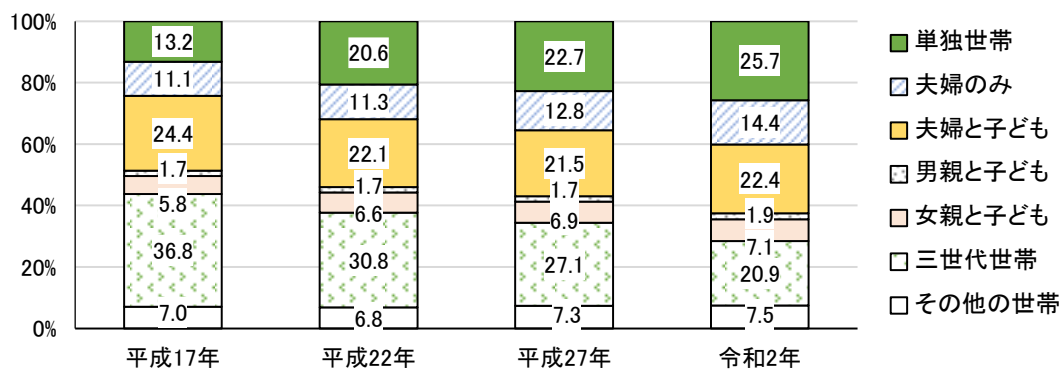
資料：国勢調査

（５）世帯類型

本町の世帯類型の構成をみると、単独世帯、夫婦のみの世帯の割合が年々増加しており、単独世帯の割合は、15 年間で 12.5 ポイント上昇しています。

核家族世帯の内訳をみると、夫婦と子どもの世帯の割合が減少し、夫婦のみの世帯の割合が増加しています。

■世帯類型による世帯数の推移

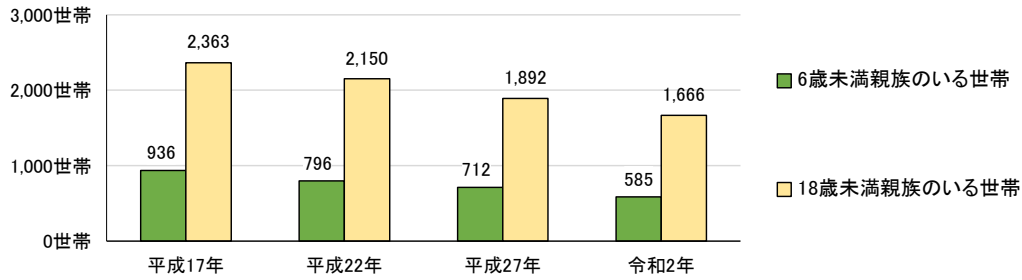


資料：国勢調査

(6) 子どものいる世帯数

本町の子どもがいる世帯数の推移をみると、近年、減少傾向にあり、令和2年では6歳未満親族のいる世帯は585世帯、18歳未満親族のいる世帯は1,666世帯となっています。

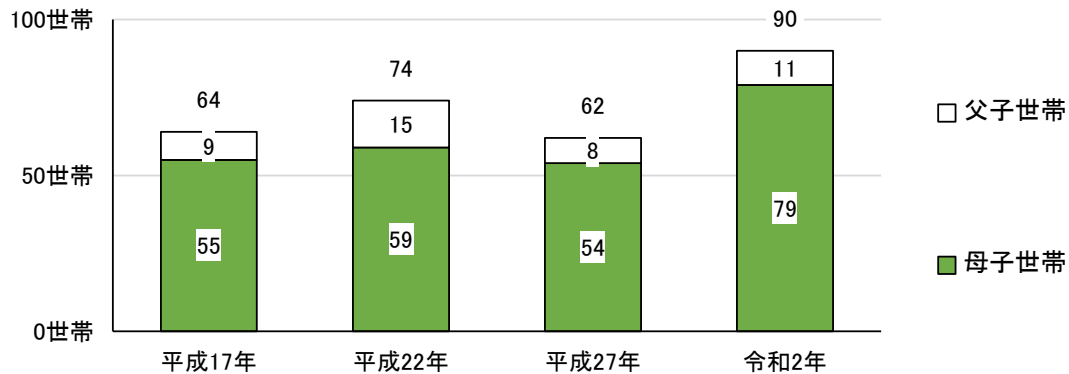
■子どものいる世帯数の推移



資料：国勢調査

また、18歳未満の子どもがいるひとり親の世帯については令和2年で母子世帯79世帯、父子世帯11世帯の計90世帯となっています。

■18歳未満の子どもがいるひとり親の世帯数の推移



資料：国勢調査

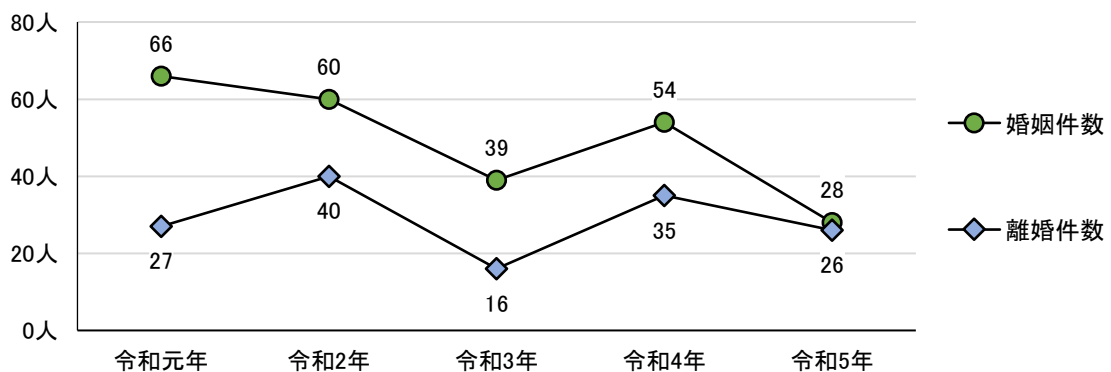
2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

本町の婚姻件数は、令和元年以降減少が続いており、令和5年では28件となっています。

また、離婚件数は、近年横ばいから減少傾向で推移し、令和5年では26件となっています。

■婚姻件数・離婚件数の推移



資料：茨城県人口動態統計

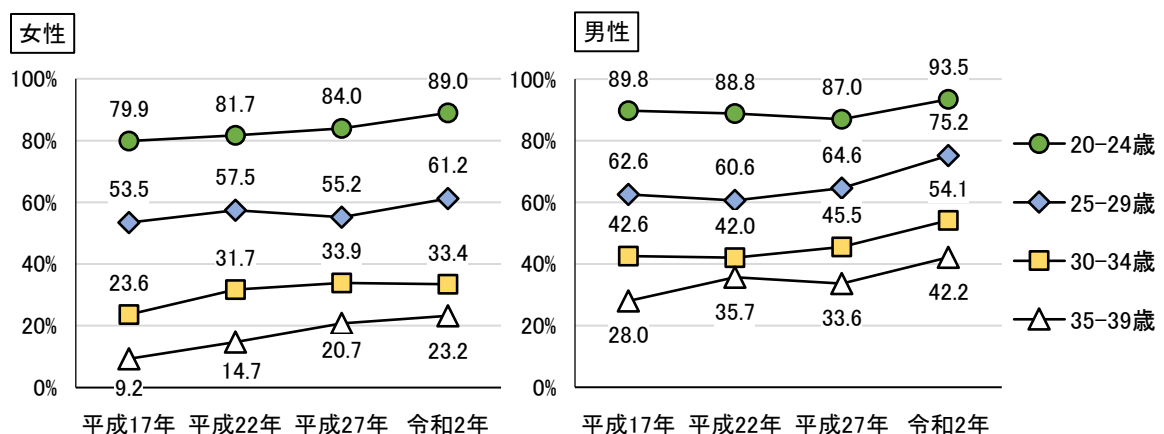
(2) 未婚率

未婚率については、男女ともに低い年代ほど高く、高い年代ほど低くなっています。

女性では、30代の未婚率の増加傾向が目立っており、15年間で35～39歳では14.0ポイント増となっています。

男性については、各年代の未婚率は女性よりも高い水準にある中で、35～39歳については15年間で14.2ポイント増となっています。

■未婚率の推移

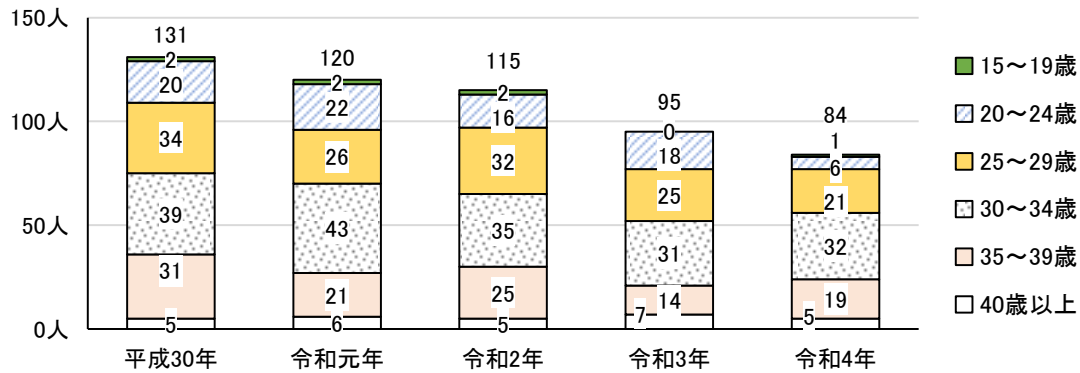


資料：国勢調査

(3) 出生数

本町の出生数は、減少傾向にあり、令和4年では前年から11人減の84人となっています。母親の年齢別出生数をみると、いずれの年齢層においても出生数は減少傾向にあります。

■母親の年齢別出生数の推移



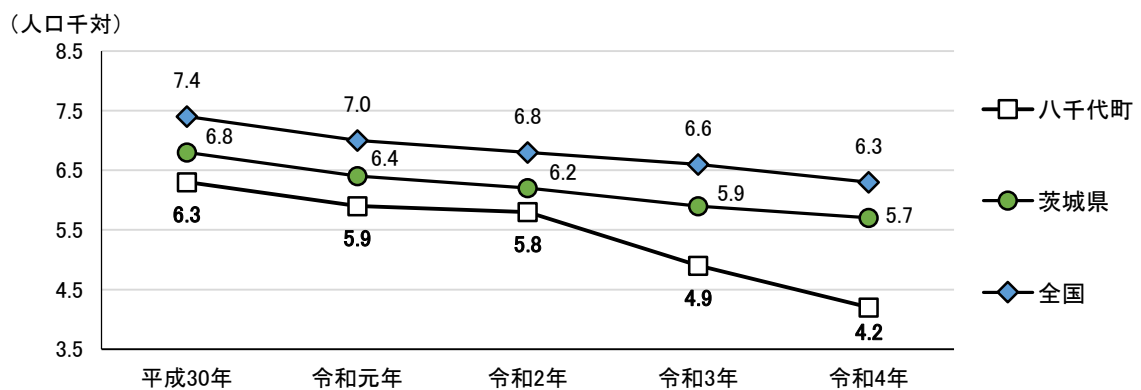
資料：茨城県保健福祉統計年報（年齢不詳は除く）

(4) 出生率

① 出生率の推移

本町の出生率は減少傾向にあり、平成30年以降、いずれの年も全国と茨城県の数値を下回っています。

■出生率の推移



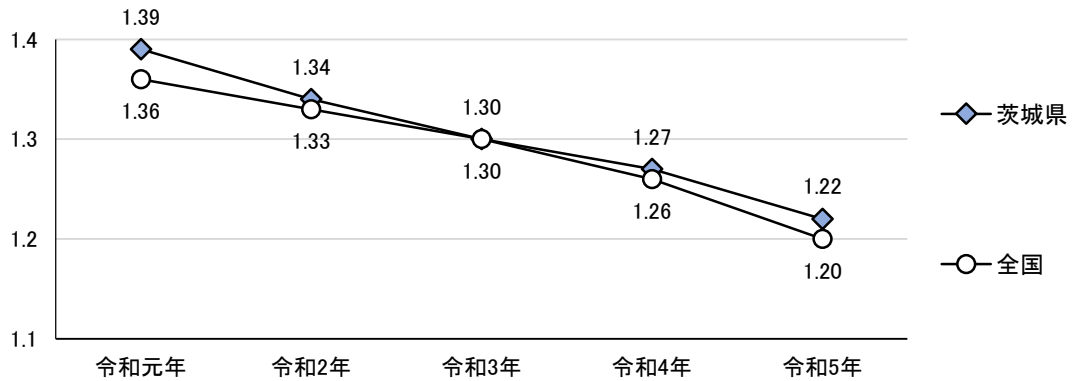
資料：茨城県人口動態統計

出生率とは、当該年における「出生数/総人口」に1,000をかけたもの（人口千対）。

② 合計特殊出生率の推移

全国と茨城県の合計特殊出生率の推移をみると、令和元年以降いずれの年においても、茨城県の数値が全国の数値を上回っています。

■合計特殊出生率の推移



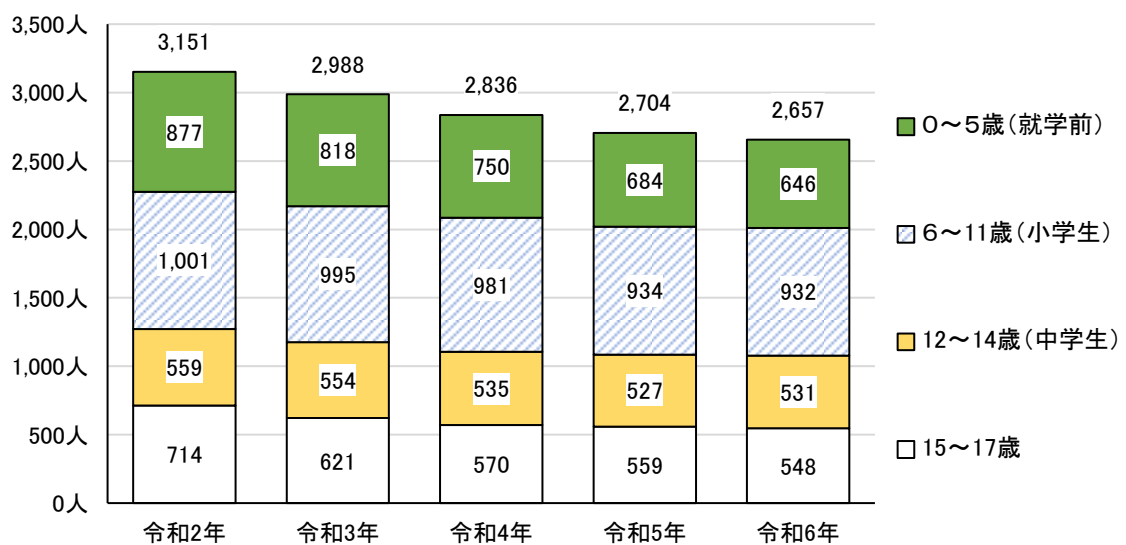
資料：茨城県人口動態統計

合計特殊出生率（期間合計特殊出生率）とは、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当する。

（5）児童数

本町の18歳未満の児童数は減少傾向にあり、令和6年4月1日現在で2,657人となっています。内訳をみると、0～5歳の就学前児童数は646人、6～11歳の小学生児童数は932人、12～14歳の中学生児童数は531人、15～17歳の児童数は548人となっています。

■児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

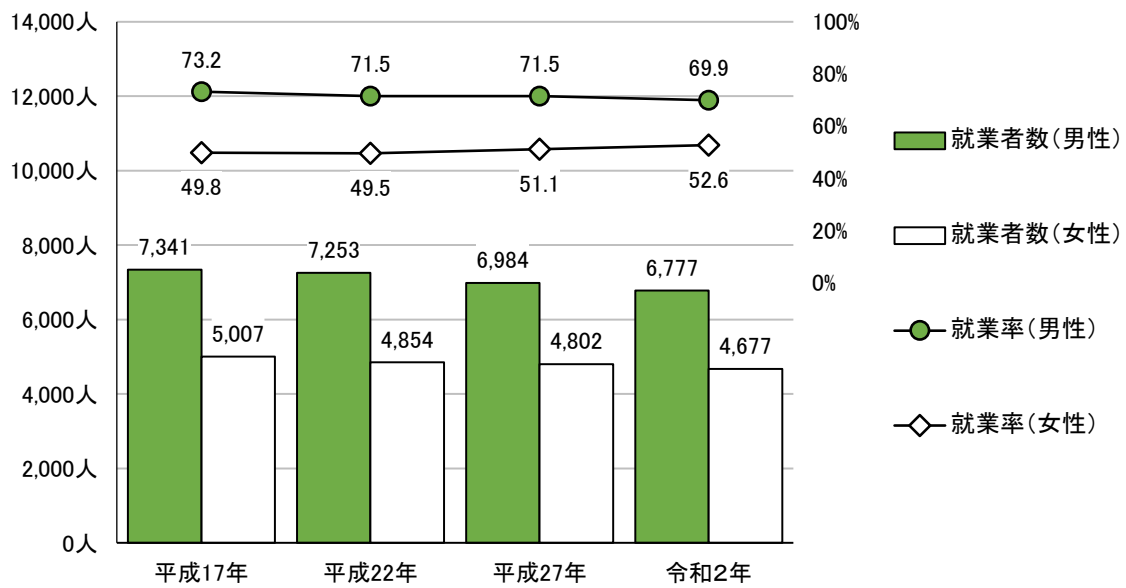
3 就業の状況

(1) 就業者数・就業率

本町の就業者数は、女性、男性いずれも減少傾向にあり、令和2年では女性が4,677人、男性が6,777人となっています。

また、就業率については、男性は減少から横ばいの傾向にありますが、女性は平成27年に増加に転じ、令和2年で52.6%となっています。

■就業者数の推移



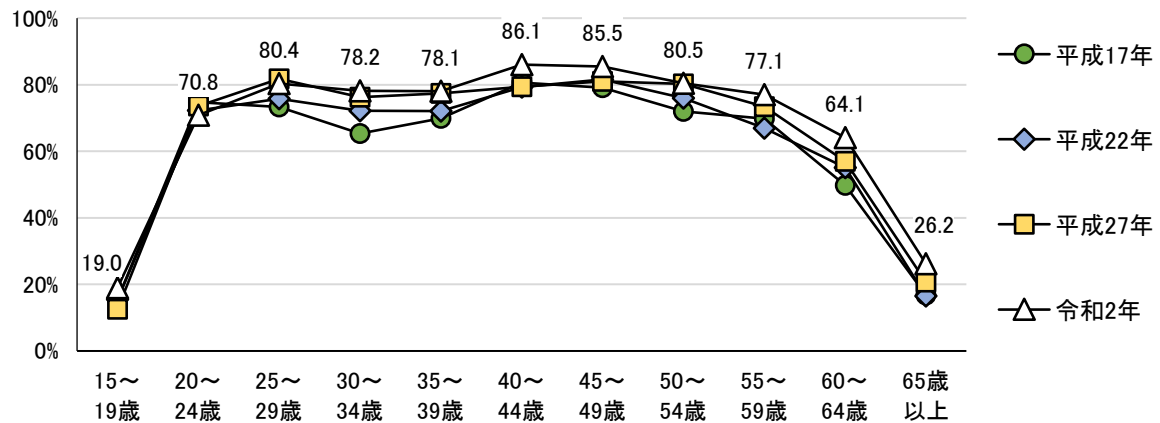
資料：国勢調査

(2) 年齢別労働力率

年齢別の労働力率をみると、男性は女性よりも高い水準で変化がみられない中で、女性は増加傾向がうかがえ、働く女性の割合が増えている状況があらわれています。

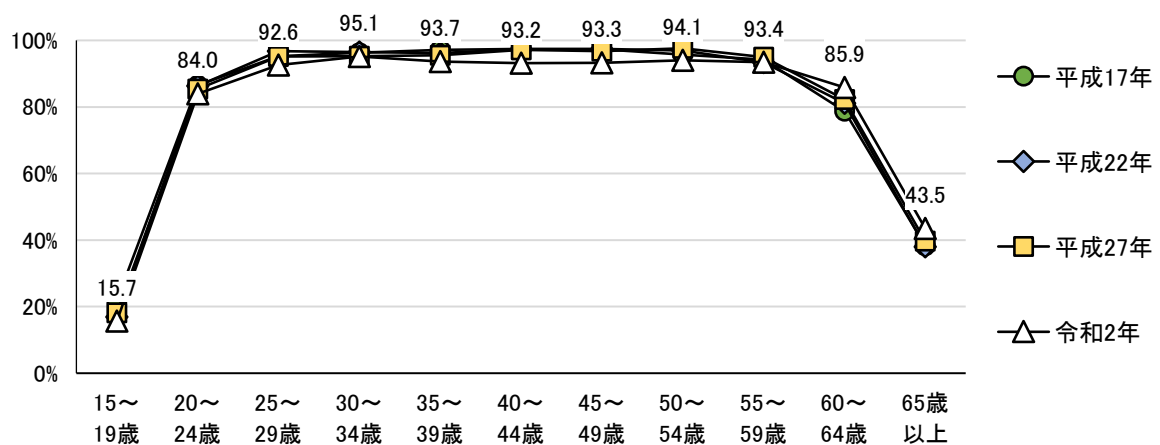
また、女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに減少し、さらに40歳を超えると労働力率は再び高くなる「M字曲線」を示しています。30代前後で結婚や出産を理由として離職する割合が多くなっているものと考えられますが、その差は年々小さくなっています。

■女性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

■男性の年齢別労働力率



資料：国勢調査

4 教育・保育事業の状況

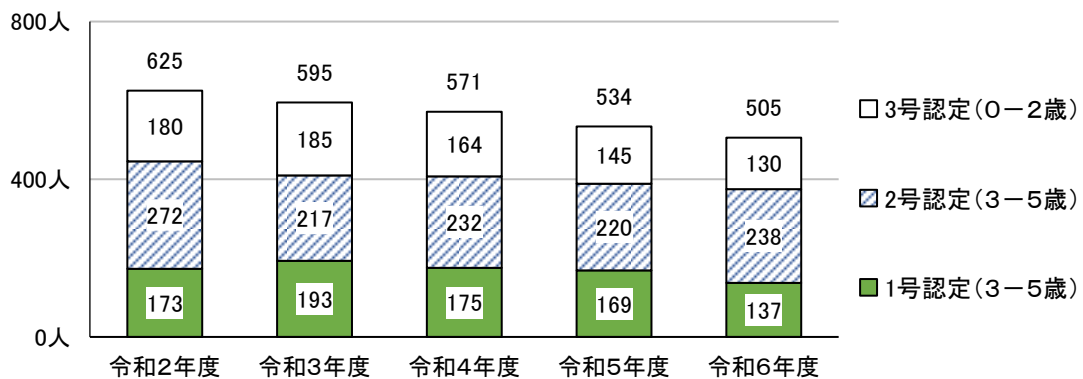
(1) 認定こども園・保育園の状況

入所（園）児童数は令和6年度で505人（1号認定：137人、2号認定：238人・3号認定：130人）となっており、令和2年度と比較すると全体で120人減少しています。

■ 認定こども園・保育園の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定こども園	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
保育園	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

<在園児童数>



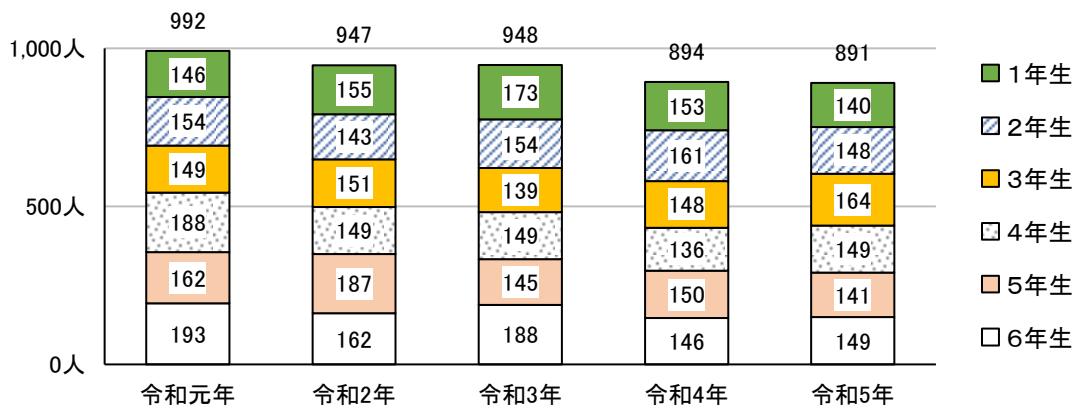
※広域入所受入を除く

資料：こども家庭課

(2) 小学校児童数

本町には小学校は5校あり、児童数は減少傾向で推移しており、令和5年では891人となっています。

<在校児童数>



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

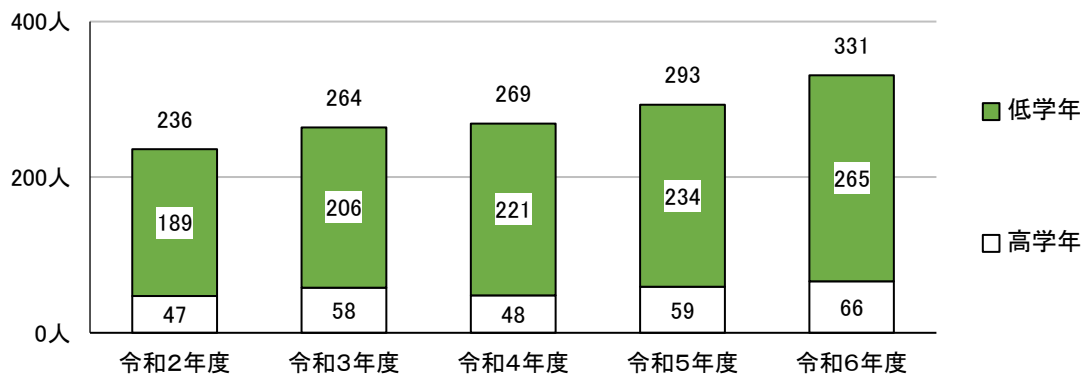
（３）放課後児童クラブの利用登録者数

本町の放課後児童クラブの利用登録者数は年々増加し、令和6年度では331人となっています。

■放課後児童クラブの状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
クラブ数	8クラブ	8クラブ	8クラブ	8クラブ	8クラブ
定員	236人	264人	269人	293人	331人

<利用登録児童数>

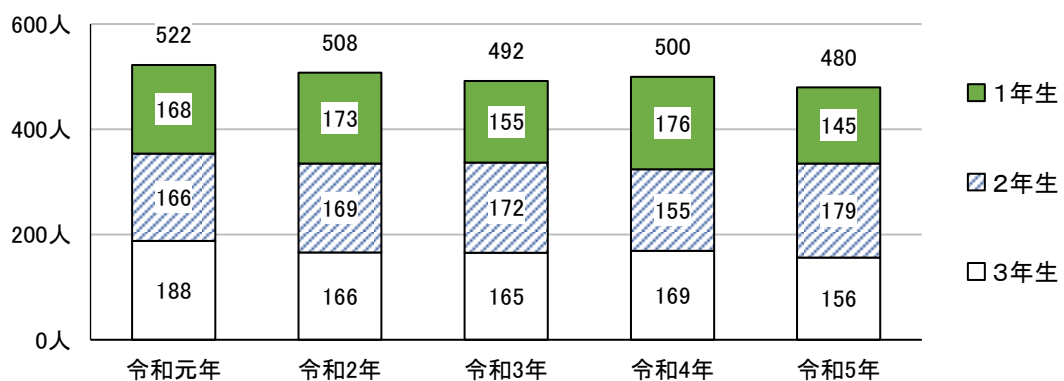


資料：八千代町こども家庭課調べ（各年5月1日現在）

（４）中学校生徒数

本町に中学校は2校あり、生徒数は横ばいで推移しており、令和5年では480人となっています。

<在校生徒数>



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

5 アンケート調査結果について

子育て家庭における保護者の就労状況や保育等のサービスの利用状況及びニーズの把握、地域の子育て支援に関する実情や意見などを把握し、計画策定の基礎資料を得ることを目的として、アンケート調査実施しました。

■調査の実施概要

	①就学前児童調査	②小学生調査
調 査 対 象	本町在住のすべての就学前児童の保護者	本町在住の小学1年～5年生の保護者
調 査 方 法	・ 町内の各認定こども園、幼稚園、保育園を通じて、配布・回収（町外保育園在園児は郵送により、配布・回収） ・ 児童が就園していない世帯には、郵送による配布・回収	・ 学校を通じて、配布・回収
実 施 時 期	令和6年3月	

■配布回収の結果

区 分	配布数	有効回答数	有効回答率
①就学前児童調査	781 件	361 件	46.2%
②小学生調査	807 件	320 件	39.7%

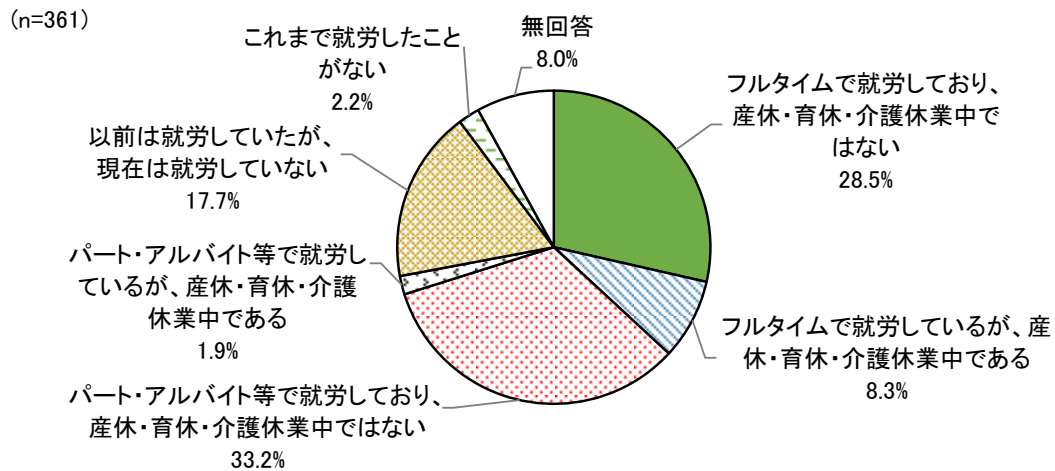
※調査結果について

- 【n=***】という表記は、その項目の有効回答者数で、比率算出の基礎となります。
- 回答は、各項目の回答該当者数を基数とした回答率（％）で示しています。
- 回答率は、小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答可の項目では、その項目に対して有効な回答をした者の数を基数として比率算出を行っているため、回答率の合計は100.0%を超えることがあります。
- 説明文及びグラフで、選択肢の語句を一部簡略化して表しています。
- 前回調査とは、第2期計画策定時に実施した調査（平成30年12月）です。

(1) 母親の就労状況【就学前児童】

- 就学前児童の母親の現在の就労状況は、フルタイム就労が36.8%、パート・アルバイト就労が35.1%となっており、そのうちの10.2%は産休・育休取得中です。
- 就労していない人は、19.9%となっています。

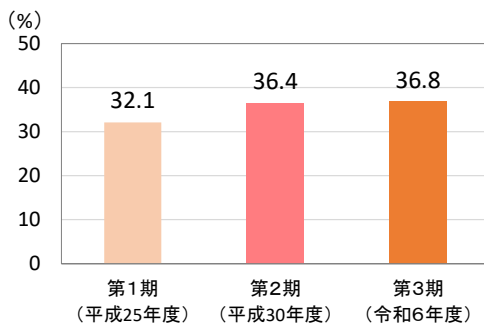
宛名のお子様の保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。



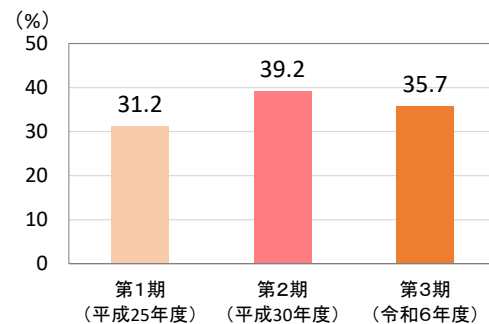
【 前回調査との比較 】

◎5年前の前回と比べて、フルタイム就労の割合は0.4ポイント増加、パート・アルバイト就労は3.5ポイント減少、産休・育休・介護休業中の割合は0.9ポイント増加しました。

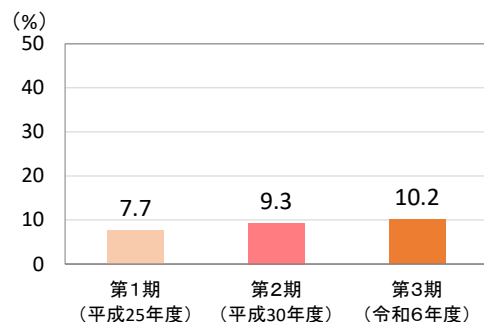
<フルタイム就労>



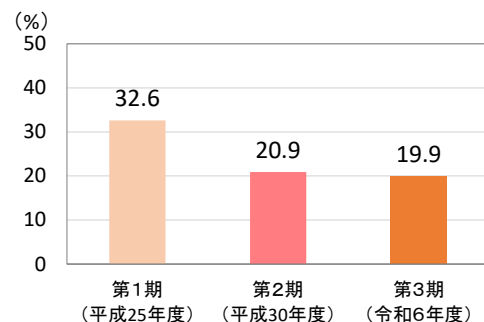
<パート・アルバイト就労>



<産休・育休・介護休業中>



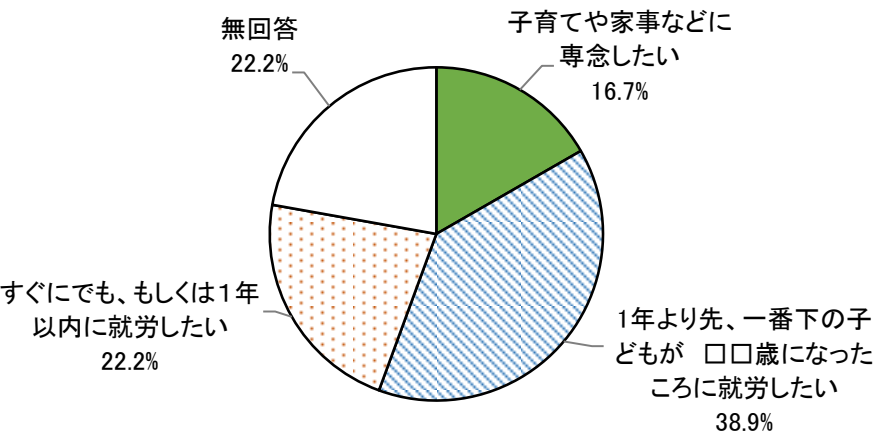
<就労してない>



●現在就労していない母親のうち、6割が就労を希望しています。

【就労していない母親】 就労したいという希望はありますか

(n=72)

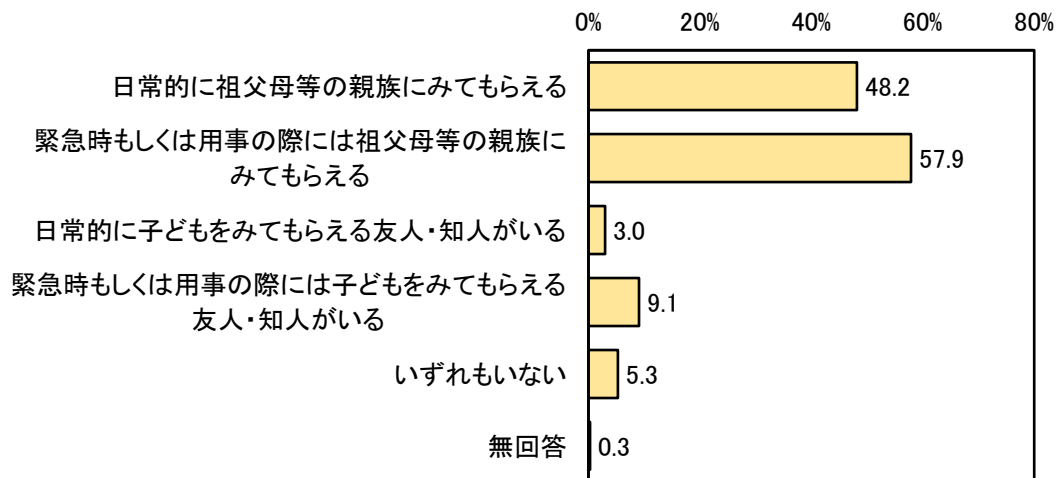


(2) 日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無【就学前児童】

- 「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が57.9%で最も多く、以下、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が48.2%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が9.1%、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が3.0%となっています。
- 一方、5.3%は「いずれもない」と回答しています。

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人（あてはまるものすべてに○）

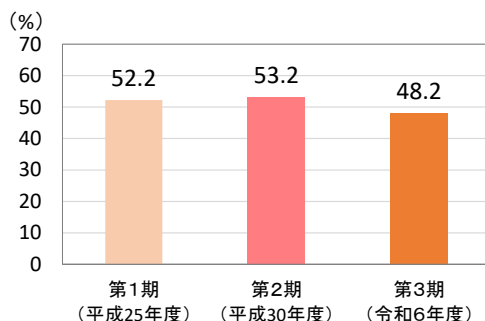
(n=361)



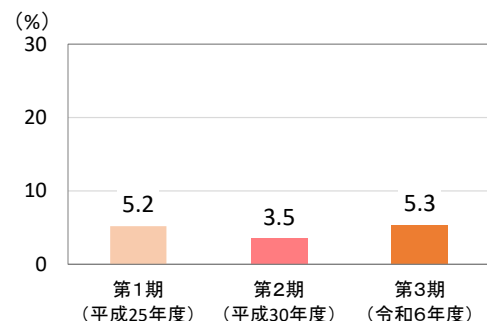
【 前回調査との比較 】

◎前回と比べて、「緊急時もしくは用事の際に祖父母等の親族にみてもらえる」割合は5ポイント減少し、子どもを預かってもらえる親族・友人・知人が「いずれもない」割合は1.8ポイント増加しました。

<日常的に祖父母等の親族にみてもらえる>



<いずれもない>

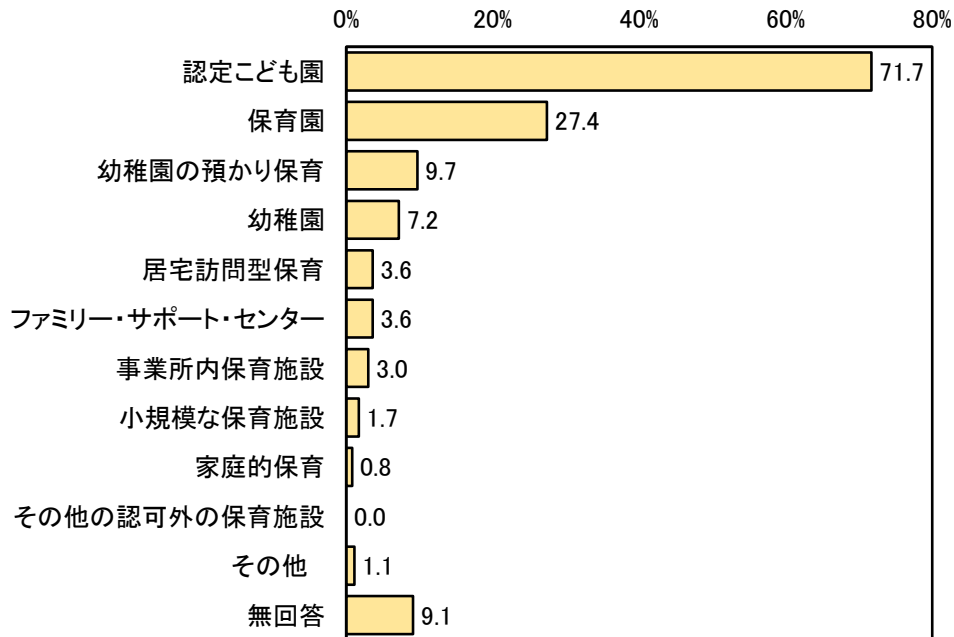


(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望【就学前児童】

●今後定期的に利用したい事業は、「認定こども園」が71.7%で最も多く、以下、「保育園」が27.4%、「幼稚園の預かり保育」が9.7%、「幼稚園」が7.2%となっています。

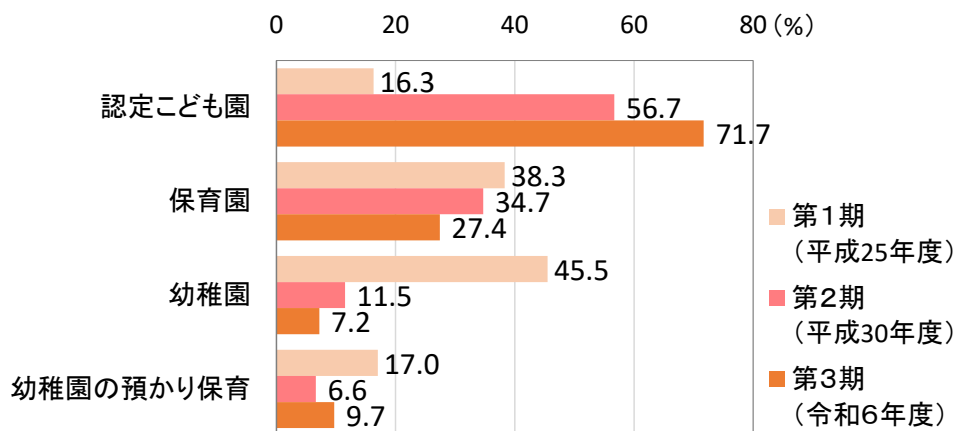
平日、定期的に利用したい教育・保育事業（複数回答）

(n=361)



【 前回調査との比較 】

◎前回と比べて、「認定こども園」が15.0ポイント増で増加幅が目立つ一方、「保育園」は7.3ポイント、「幼稚園」は4.3%の減少となりました。

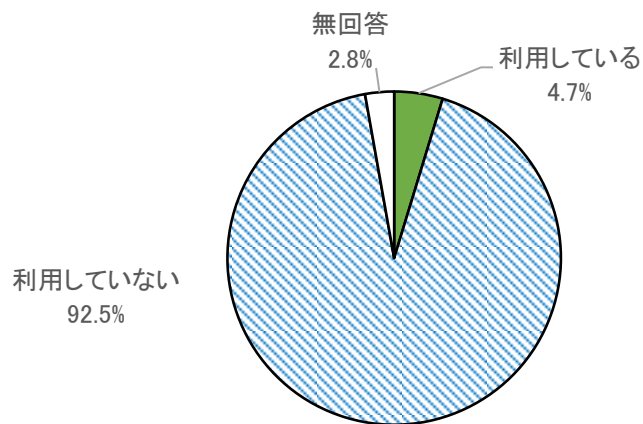


(4) 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向【就学前児童】

- 地域子育て支援拠点事業の利用状況については、「利用している」が4.7%、一方、「利用していない」が92.5%と大半を占めています。
- 就学前児童の保護者の、そのような地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向については、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が74.0%で最も多く、以下「利用していないが、今後利用したい」が17.2%、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」が2.2%となっています。

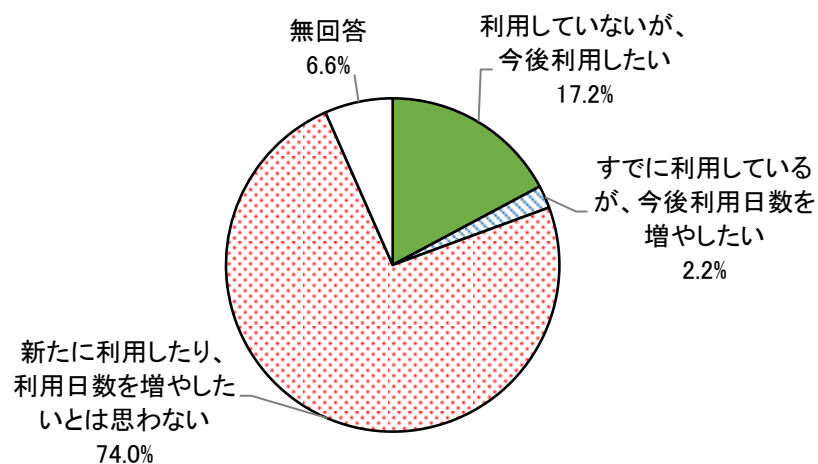
現在、地域子育て支援センター事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）を利用しているか

(n=361)



地域子育て支援拠点事業について、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思うか

(n=361)



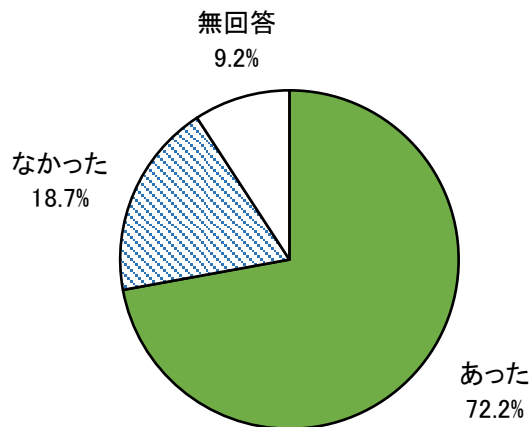
(5) 子どもが病気の時の一時的な保育【就学前児童】

- 就学前児童保護者で、平日の教育・保育事業を利用している方のうち、子どもが病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったことが「あった」人は72.2%を占めています。
- その際の対処方法として、父母のいずれかが休んだ人のうち、32.8%は「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と回答しました。

【教育・保育事業を利用している方】

→ 子どもが病気やケガで教育・保育の事業が利用できなかったことはあったか

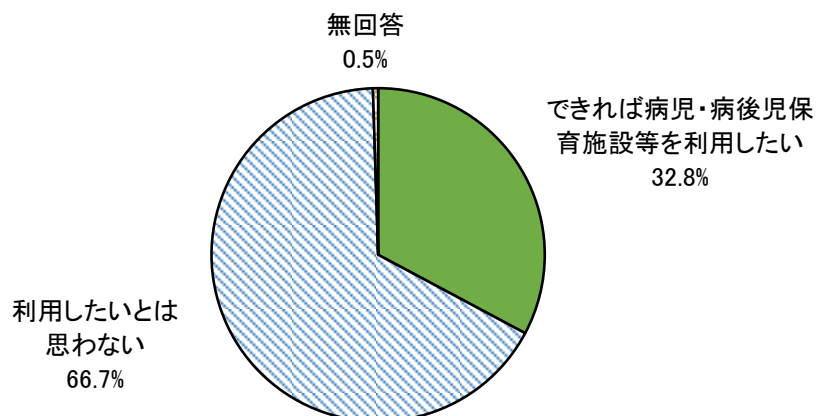
(n=284)



【あった⇒父母のいずれかが休んで対処した方】

→ その際、できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したかったか

(n=186)



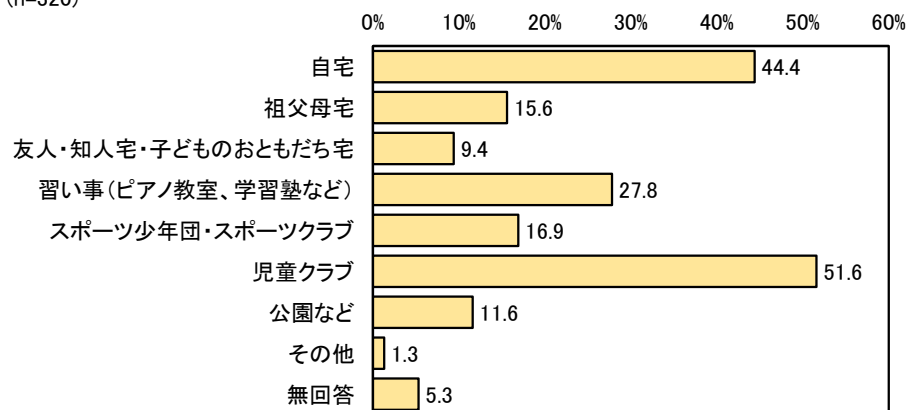
(6) 児童クラブの利用希望【小学生】

① 低学年時

- 小学生の保護者に、低学年（１～３年生）時に放課後の時間を過ごさせたい場所として、「児童クラブ」が51.6%で最も多く挙げられました。
- そのほか、「自宅」が44.4%、「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」27.8%、「スポーツ少年団・スポーツクラブ」が16.9%などとなっています。

小学校低学年（１～３年生）時に、放課後の時間を過ごさせたい場所（複数回答）

(n=320)

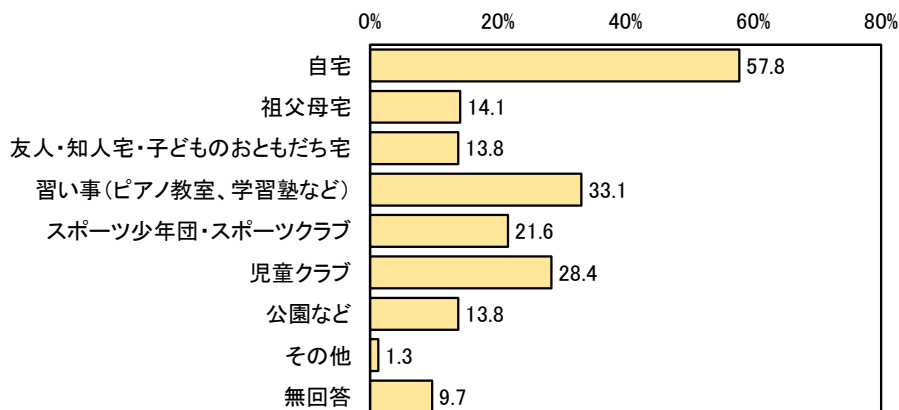


② 高学年時

- 小学生の保護者に、高学年（４～６年生）時に放課後の時間を過ごさせたい場所として、「児童クラブ」が28.4%でした。
- 「自宅」が57.8%で最も多く、以下、「習い事（ピアノ教室、学習塾など）」が33.1%、「スポーツ少年団・スポーツクラブ」が21.6%となっています。

小学校高学年（４～６年生）時に、放課後の時間を過ごさせたい場所（複数回答）

(n=320)



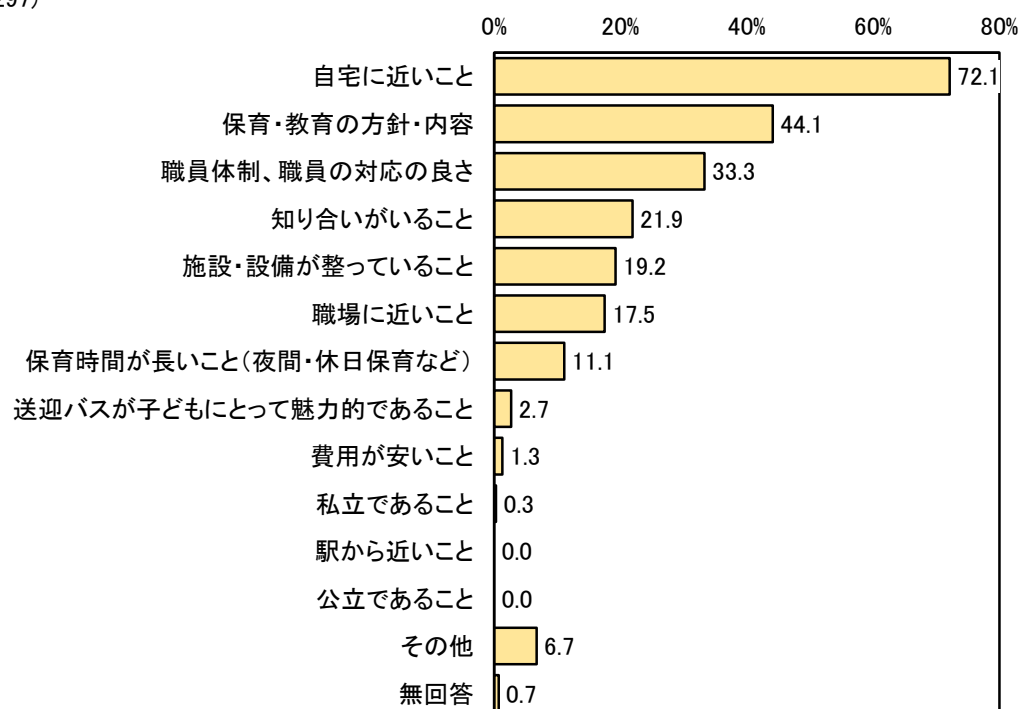
(7) 認定こども園・保育園・幼稚園を選ぶ上で重視したこと【就学前児童】

●認定こども園・保育園・幼稚園を選ぶ上で最も重視したことを尋ねたところ、「自宅に近いこと」が72.1%で最も多く、以下、「保育・教育の方針・内容」が44.1%、「職員体制、職員の対応の良さ」が33.3%、「知り合いがいること」が21.9%、「施設・設備が整っていること」が19.2%となっています。

【幼稚園・保育園を利用している方】

→ 認定こども園・保育園・幼稚園を選ぶ上で最も重視したことは何か。

(n=297)



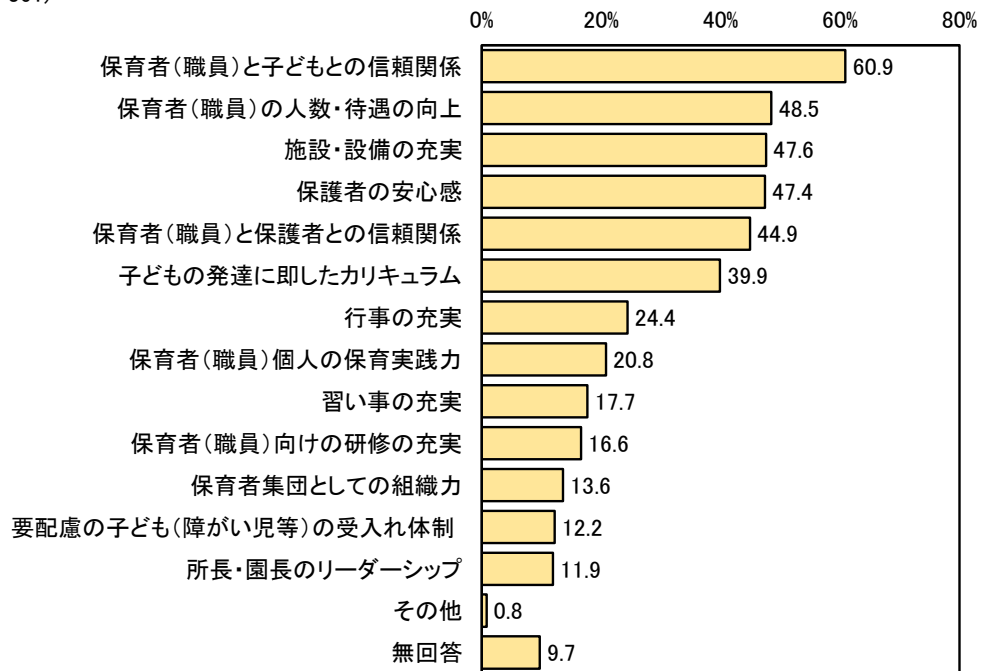
(8) 幼児期の教育・保育の「質」を向上させるために重要なこと【就学前児童】

● 幼児期の教育・保育の「質」を向上させるために重要だと思うことを尋ねたところ、「保育者（職員）と子どもとの信頼関係」が60.9%で最も多く、以下、「保育者（職員）の人数・待遇の向上」が48.5%、「施設・設備の充実」が47.6%、「保護者の安心感」が47.4%、「保育者（職員）と保護者との信頼関係」が44.9%となっています。

【認定こども園・保育園・幼稚園を利用している方】

→ 幼児期の教育・保育の「質」を向上させるために、重要だと思うことは何か。

(n=361)



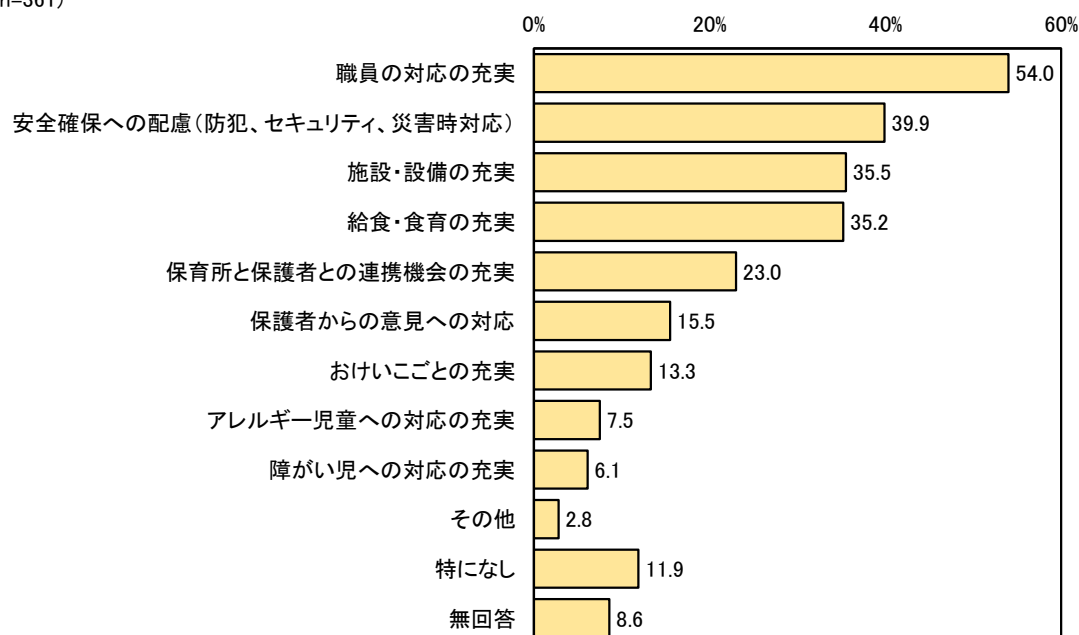
(9) 認定こども園・保育園・幼稚園に求めること【就学前児童】

- 認定こども園・保育園・幼稚園に求めることは、「職員の対応の充実」が54.0%で最も多く、以下、「安全確保への配慮(防犯、セキュリティ、災害時対応)」が39.9%、「施設・設備の充実」が35.5%、「給食・食育の充実」が35.2%、「保育所と保護者との連携機会の充実」が23.0%となっています。

【認定こども園・保育園・幼稚園を利用している方】

→ 今後、認定こども園・保育園・幼稚園に求めることは何か。

(n=361)



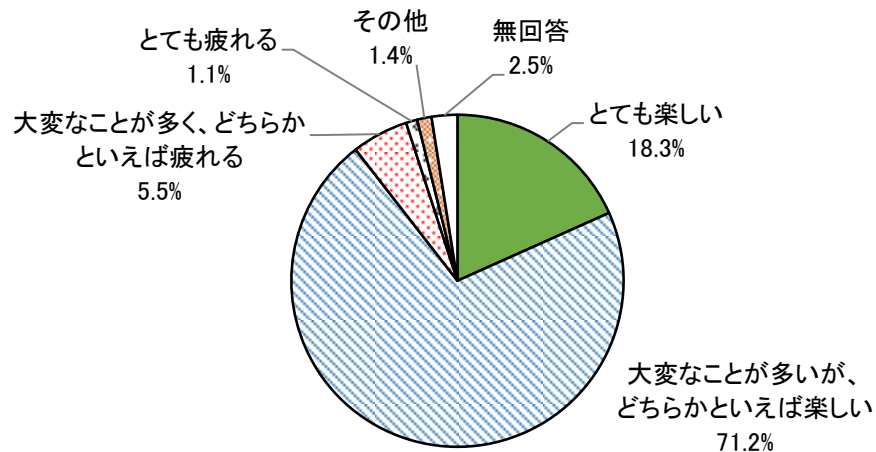
(10) 子育ての感想

- 就学前児童の保護者が子育てをどのように感じているかについては、「大変なことが多いが、どちらかといえば楽しい」が 71.2%で最も多く、以下、「とても楽しい」が 18.3%、「大変なことが多く、どちらかといえば疲れる」が 5.5%、「とても疲れる」が 1.1%となっています。
- 小学生の保護者が子育てをどのように感じているかについては、「大変なことが多いが、どちらかといえば楽しい」が 72.2%で最も多く、以下、「大変なことが多く、どちらかといえば疲れる」が 11.6%、「とても楽しい」が 14.1%、「とても疲れる」が 0.9%となっています。

日頃、子育てをどのように感じているか

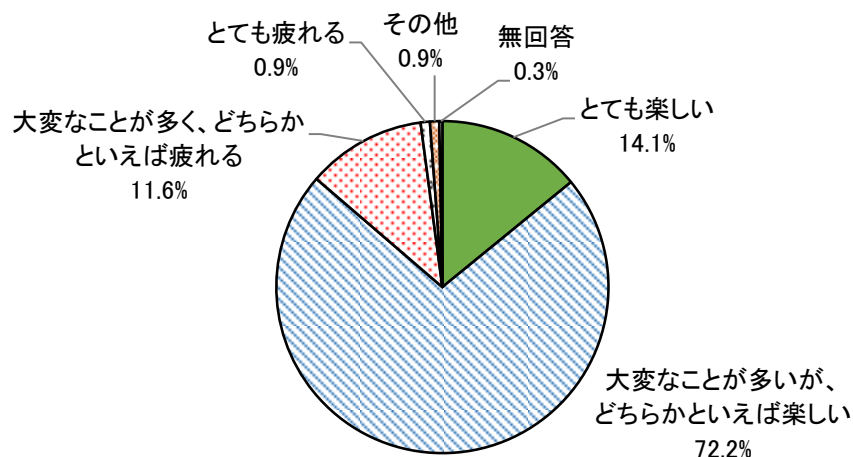
①就学前児童

(n=361)



②小学生

(n=320)



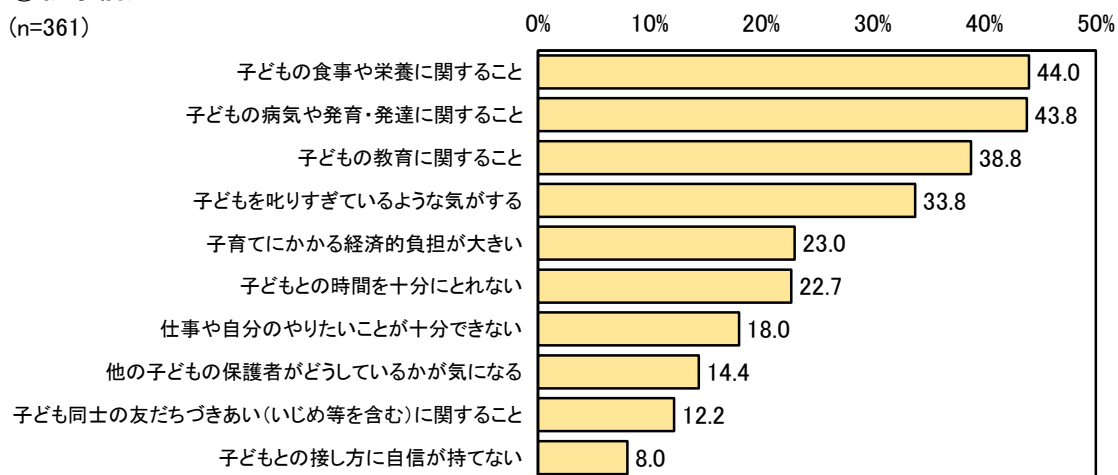
(11) 子育てに関して悩んでいること、気になること

- 就学前児童の保護者に子育てに関して悩んでいること、気になることを尋ねたところ、「子どもの食事や栄養に関すること」が44.0%で最も多く、以下、「子どもの病気や発育・発達に関すること」が43.8%、「子どもの教育に関すること」が38.8%、「子どもを叱りすぎているような気がする」が33.8%、「子育てにかかる経済的負担が大きい」が23.0%となっています。
- 小学生の保護者では、「子どもの教育に関すること」が41.3%で最も多く、以下、「子どもを叱りすぎているような気がする」が32.5%、「子どもの病気や発育・発達に関すること」が29.7%、「子どもの食事や栄養に関すること」が28.8%、「子育てにかかる経済的負担が大きい」が25.9%となっています。

子育てに関して日常悩んでいること、または気になることはどのようなことか
(上位10項目)

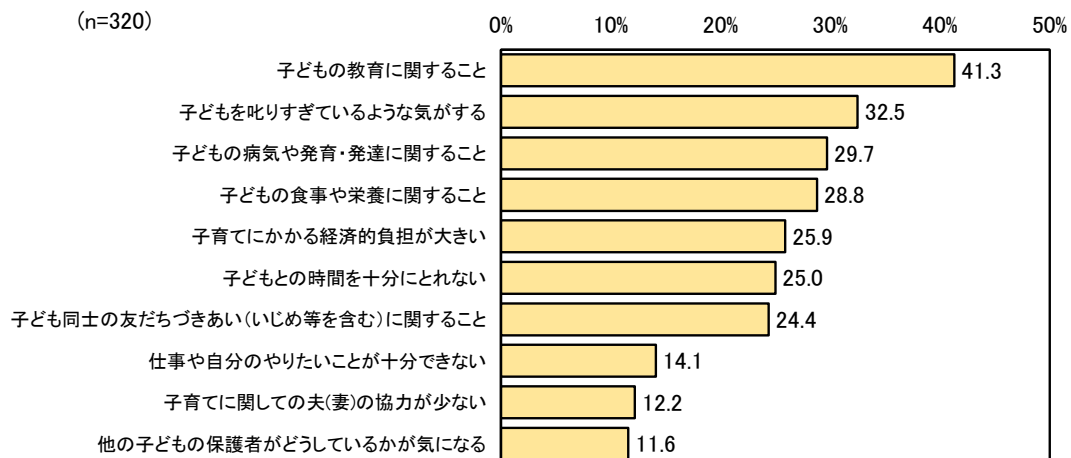
①就学前児童

(n=361)



②小学生

(n=320)



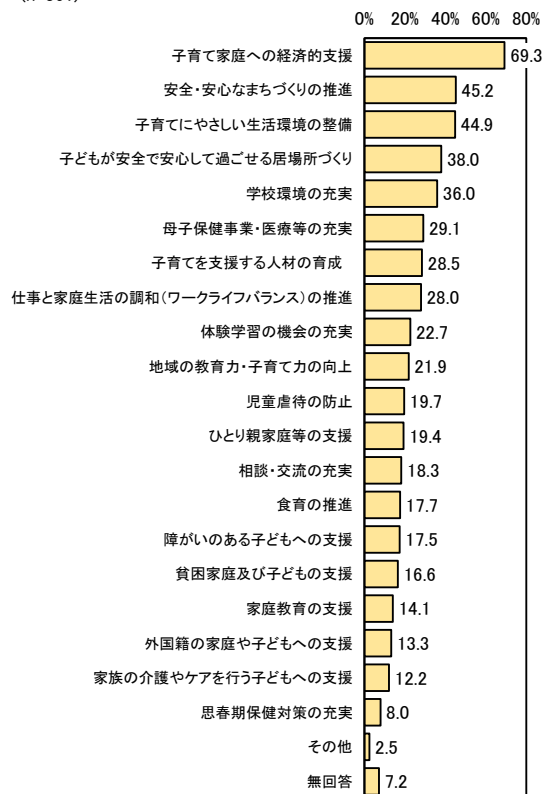
(12) 八千代町の子育て家庭を支援する上での重要な施策・取り組み

- 八千代町の子育て家庭の支援において重要な施策・取組を尋ねたところ、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに、「子育て家庭への経済的支援」が最も多く、以下、「安全・安心なまちづくりの推進」が続いています。
- そのほか、就学前児童の保護者からは、「子育てにやさしい生活環境の整備」、「子どもが安全で安心して過ごせる居場所（子ども食堂や学習支援の場など）づくり」、小学生の保護者からは、「学校環境の充実」、「子どもが安全で安心して過ごせる居場所（子ども食堂や学習支援の場など）づくり」が多く挙げられています。

八千代町の子育て家庭を支援する上で、どのような施策・取組が重要だと思うか

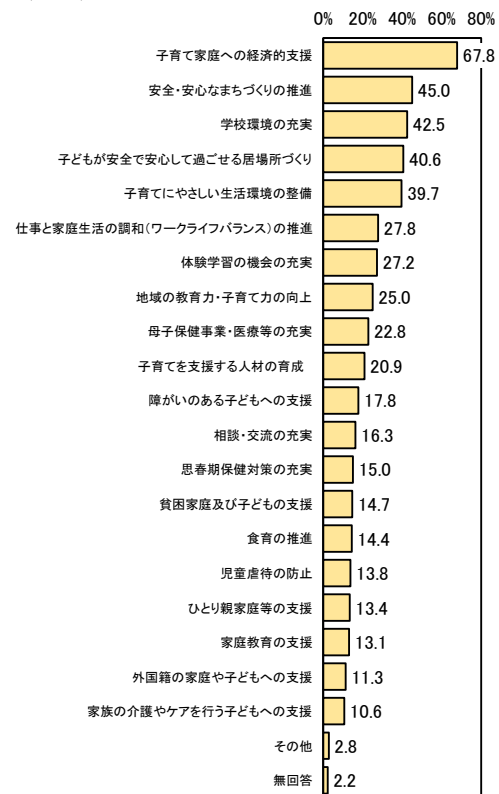
①就学前児童

(n=361)



②小学生児童

(n=320)

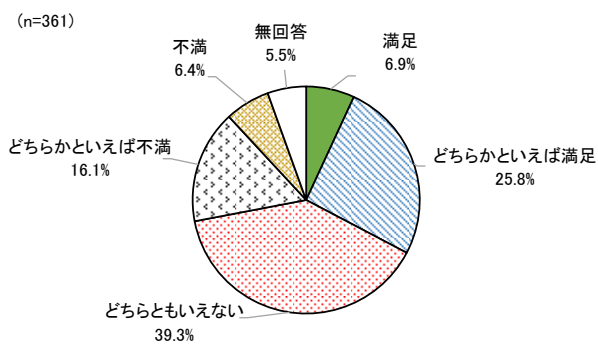


(13) 八千代町の子育て環境や支援への満足度

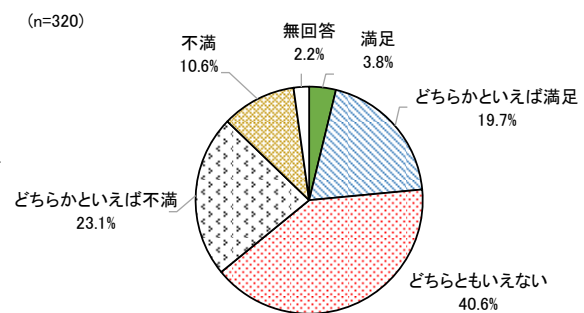
- 就学前児童の保護者に、八千代町の子育て環境や支援への満足度を尋ねたところ、『満足している割合』（「満足」と「どちらかといえば満足」の合計）は 32.7%となっています。
- 小学生の保護者に、八千代町の子育て環境や支援への満足度を尋ねたところ、『満足している割合』は 23.5%となっています。

八千代町における子育ての環境や支援への満足度をお答えください

①就学前児童



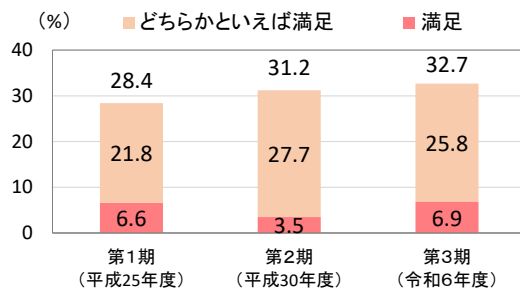
②小学生児童



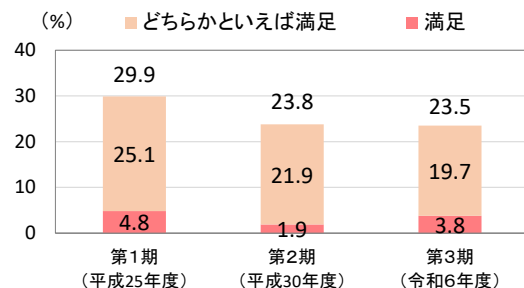
【 前回調査との比較 】

◎前回と比べて、就学前児童では『満足している割合』（「満足」及び「どちらかといえば満足」の合計）の回答割合は 1.5 ポイント増加、小学生児童では 0.3 ポイント減少しました。

<就学前児童>



<小学生児童>



6 本町の現状からみた主な課題

子ども・子育て環境の変化などを踏まえて、本町における今後の子ども・子育て支援に関する課題を次により整理します。

< 持続可能なサービス供給体制の確保 >

○本町における18歳未満の児童人口は令和2年の3,151人から令和6年の2,657人と5年間で494人減少しており、計画期間である令和7年度から11年度までも減少傾向で推移していくことが予測される中、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の利用者数も将来的には減少していくことが見込まれます。

○その一方で、家庭環境の変化等により、共働き世帯が増加し、保育ニーズや放課後児童クラブの利用ニーズの増加など、新たな事業利用者の増加も予想されることから、将来的な子育て支援のニーズ量を踏まえて、それに応じた供給体制を調整していくことが重要です。

< 子どもたちの健やかな成長を守るための取組の推進 >

○少子高齢化の進行、高度情報化に伴う情報格差、子どもの虐待など、社会的要因が複合的に重なることで、児童生徒が置かれている環境も多様化、深刻化してきている状況です。

○就学前児童の保護者からは、子育てに関する悩みごととして、「食事や栄養に関すること」、「病気や発達・発育に関すること」が特に多く挙げられています。

○あらゆる問題を早期に発見し、適切に対応するためには、行政、保健・医療機関、学校などが連携したネットワークの構築が重要であり、様々な困りごとを抱える子ども一人ひとりに応じたきめ細かな対応が求められています。

○引き続き、母子保健に関する情報提供の充実や、妊娠・出産期から子育て期にかけて、切れ目のない適切な支援につながるよう取り組んでいく必要があります。

＜ 子どもたちが夢と希望をもち、育つ社会の実現に向けた取組の推進 ＞

○八千代町の子育て家庭の支援において重要な施策・取組を尋ねたところ、就学前児童の保護者・小学生の保護者ともに、「子育て家庭への経済的支援」が最も多く挙げられ、子育て家庭にとって経済的な負担が決して小さくない状況がうかがえます。

○保護者の多くは、子どもの子育てや教育に影響すると思われる環境は「家庭」であると考えられていますが、子育てをめぐる家庭の状況は、障がい、虐待、外国籍の家庭など様々であるため、家庭の状況に応じた生活支援、就業支援、養育費の確保など、経済的な支援策の充実による総合的な自立支援の推進が求められています。

○家庭における環境は様々であっても、次代を担う子どもたちが、夢と希望をもち、健やかに育つ社会を実現することが重要です。

＜ 子育てと仕事の両立に向けた取組の推進 ＞

○女性就業率の上昇に伴い、共働き世帯も増加していることから、子育てと仕事の両立に困難を抱えている家庭も増加していると予測されます。

○家庭においては、依然として男性が育児休業を取得する割合が低い状況であり、職場での働き方改革などを通じて、男性の育児参加を促進していく必要があります。

○男性も女性も仕事との両立を図りながら、安心して子育てを続けることができるよう、子育てと仕事の両立を支える保育サービスの充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランスの考え方をより一層、社会全体へと浸透させていくことが重要です。

第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、第2期八千代町子ども・子育て支援事業計画を策定し、「地域で親子の育ちを支え 笑顔が輝くまち」を基本理念に掲げ、社会や地域が支えるなかで、親が子どもとともに成長し、お互いの成長を喜び合いながら地域との結びつきを強め、子どもたちが次代の親となることを見守っていける温かいまちづくりを目指してきました。

「八千代町第6次総合計画」では、『ともにつむぎ ひびきあう 協奏のまち 八千代』を将来像に掲げ、町民と行政が相互の理解と信頼のもと、連携・協力して町・地域づくりに取り組むことにより、地域の豊かな自然環境のなかで、様々なふれあいや活力を育み、誰もが生きがいと自信を持って、いきいきと輝いて暮らせるまちづくりを目指しています。

また、健康・福祉分野では「誰もが健康で、いきいきと暮らせるまち」、子育て・教育分野では「未来につなぐ、八千代人を育むまち」の目標が掲げられています。

こども大綱では、すべての子どもの権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。

子育てを取り巻く環境や社会環境の変化はありますが、子育てに関する基本的な考え方に大きな違いはないことから、これまでの計画の基本理念を踏襲し、「地域で親子の育ちを支え 笑顔が輝くまち」を掲げ、地域社会全体で子どもを支援し、すべての子どもが誰一人取り残されることなく、未来に希望をもって健やかに育つことができる八千代町を目指します。

【基本理念】

地域で親子の育ちを支え 笑顔が輝くまち

この基本理念のもと、子どもと親がともに成長する過程において、地域の人々と家庭が寄り添い、子育てに対する負担感や不安感、孤立感を和らげることを通じて、親が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境づくり推進します。

すべての子どもが「やさしさ」「豊かな心」「チャレンジ精神」「あふれる想像力」を養いながら健やかにいきいきと育ち、子どもと保護者はもちろん町民みんなの笑顔が輝く、子育ての喜びがあふれるまちの実現を目指します。

2 基本目標

基本理念のもと、以下の3点を本計画の基本目標として掲げ、総合的な子ども・子育て支援施策の展開を図ります。

基本目標 1 教育・保育及び子育て支援の計画的な提供

すべての子どもが健やかに成長するためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

そのため、教育・保育をはじめとする各種事業について、町内の提供体制の確保と充実を図ります。ニーズに応えられる必要な事業量の確保に努めるとともに、適切な事業評価と改善・努力によりサービスの質の向上を図ります。

基本目標 2 子どもを健やかに育む環境づくり

子どもが健やかに育まれるためには、心身の健康を支える良質な成育環境、子どもたちの能力と人間性を育む教育環境、親子の安全で安心な暮らしを支える生活環境が特に重要と考えられます。

そのため、保健・医療・福祉・教育等の「分野間の連携」、学校・家庭・地域・関係機関等の「主体間の連携」を図り、総合的な保健医療体制と教育環境の整備、交通安全・防犯対策などを推進します。さらに、子どもの遊び場や居場所の確保、公園や道路交通環境の整備を図るなど、親子でより安全・快適で安心して暮らせる生活環境の実現を目指します。

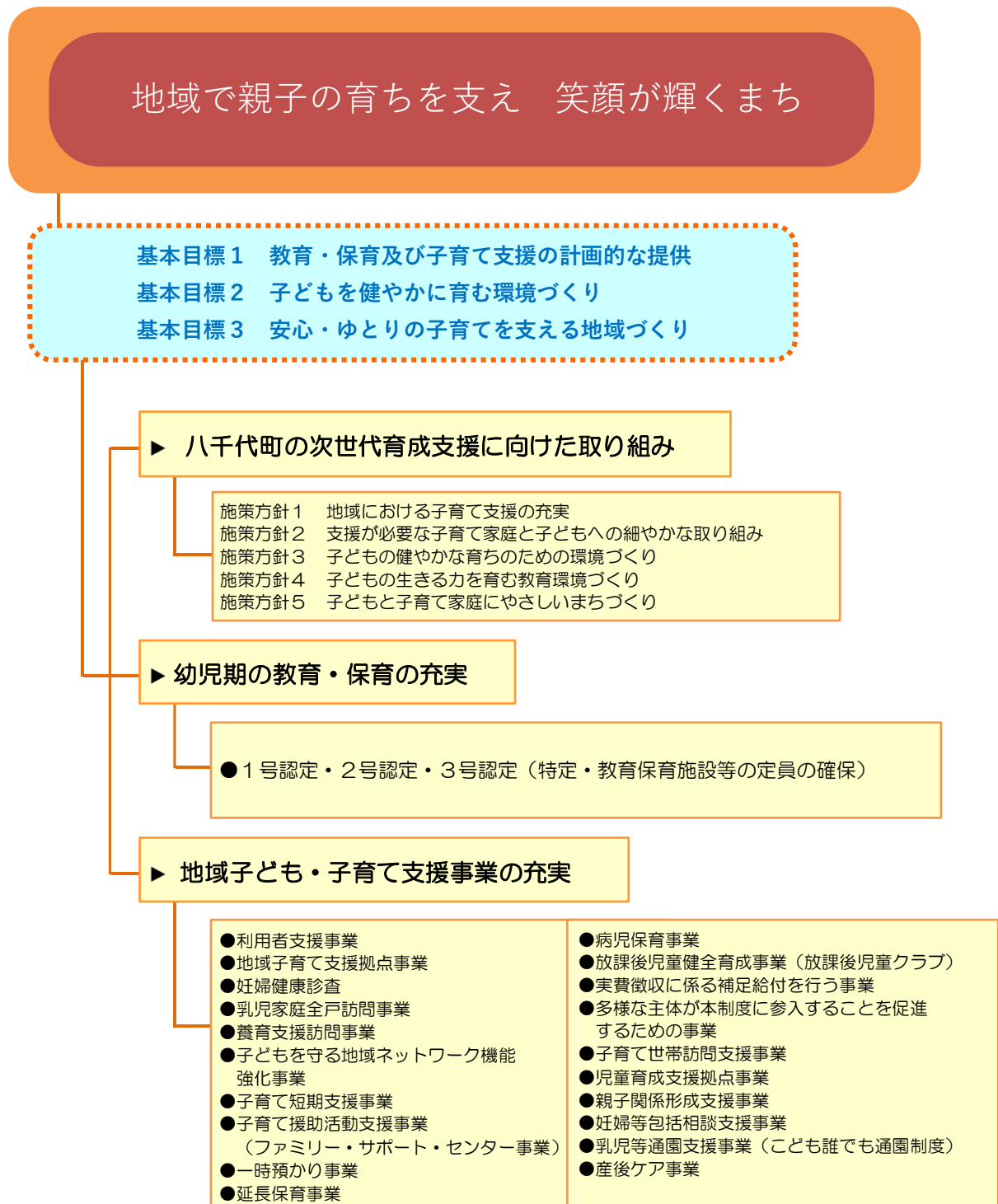
基本目標 3 安心・ゆとりの子育てを支える地域づくり

保護者が子どもと向き合い、ゆとりを持って子育てできるためには、子育て家庭の近くにいる町民の子育て家庭への配慮と協力が必要です。また、仕事と生活の調和が図られるよう、企業側の理解と努力なども求められます。

すべての子どもが健やかに育ち、親が安心とゆとりの中で子育てできる地域社会の実現に向け、本町に住むあらゆる人を巻き込み、子どもと親の育ちを町民みんなで支える地域づくりを推進します。

3 計画の体系

基本理念と基本目標の実現を目指して展開する施策等の体系を図に表すと以下のとおりとなります。



第4章

子ども・子育て支援の展開

第4章 子ども・子育て支援の展開

施策方針1 地域における子育て支援の充実

保護者が安心して子育てができるよう、地域全体で子育てを支えることによって、子育て家庭が抱える様々な負担感の軽減を図ります。

すべての子育て家庭が、地域の中でのびのびと安心して子育てができるよう、情報提供・相談体制の充実や交流・ふれあい機会の拡充を図るほか、地域において保育や子育て支援を担う人材の育成を図ります。

また、子どもたちが心身ともに地域で健全に成長できるよう、地域における子どもの居場所の確保を図ります。さらに、子どもの自主的な活動を促進するためにも、家庭や地域、関係機関からの協力を得ながら地域における取り組みを推進します。

(1) 相談支援・交流機会の充実

安心して妊娠・出産・子育てができ、すべての子どもが健やかに育つことができるよう、子どもと子育て世帯の一人ひとりの状況に応じた切れ目のない寄り添った相談体制を充実します。

また、「広報やちよ」や町SNSなど、子育てに関する情報提供を充実します。

項目と内容	担当課
①民生委員・児童委員による子どもに関する相談活動	福祉介護課
民生委員・児童委員が子どもに関する各種の相談を受けます。	
②心配ごと相談事業	社会福祉協議会
相談員を配置し、子どもに関わることを含めて各種の相談事業を行います。	
③乳幼児育児相談（健康デイ）	こども家庭課
保健センターにおいて保健相談、栄養相談、歯科相談を気軽にでき、子育ての悩みや不安の解決につなげることができるようにします。	
④認定こども園・幼稚園・保育園の園庭開放事業	こども家庭課
○子育ての情報や安心して子どもを遊ばせる居場所が欲しいなどの要望を持つ未就園児の保護者を対象に保育時間内に認定こども園・保育園を開放します。 ○認定こども園・幼稚園の園庭・園舎開放日を設け、遊び場を提供します。	
⑤こども家庭センター（母子保健担当）【新規】	こども家庭課
妊娠期から子育て期における切れ目のない支援を行うため、こども家庭センターを設置し、保健師等が妊娠、出産、子育て期の相談に応じ、必要なサポートを行います。	
⑥基幹相談支援センター	福祉介護課
子どもから大人まで障がいに関する総合的な相談窓口を担い、身体、知的、精神の3障がいに対して切れ目のない相談支援を実施します。また、子どもの発達、療育に関する相談も受け付けます。	

（２）子育て家庭への経済的支援

児童手当の支給や医療費の助成、保育料の無償化などに取り組んできましたが、今後も、国・県へ制度の充実を要望しながら、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めます。

項目と内容	担当課
①出産祝い支給事業	こども家庭課
児童を出産し養育する方に、奨励金を支給します。	
②児童手当	こども家庭課
高校３年生までの児童を養育する保護者に対し、児童１人につき手当を支給します。（公務員の方は勤務先から支給されます。）	
③教育・保育給付	こども家庭課
幼稚園、保育園、認定こども園等の利用にあたり、施設型給付、地域型保育給付を支給します。	
④医療福祉費助成事業	国保年金課
小児医療費自己負担金を助成します。	
⑤妊産婦・乳児健康診査制度	こども家庭課
妊産婦及び乳児を対象に医療機関で受ける健康診査助成券を発行します。	
⑥妊婦のための支援給付【新規】	こども家庭課
妊婦等への保健師による相談支援と合わせて、経済的な支援をします。	
⑦赤ちゃん用品購入事業【新規】	こども家庭課
１歳未満児の保護者にオムツ・授乳用品等のクーポン券を交付します。	
⑧チャイルド・ジュニアシート購入助成事業【新規】	こども家庭課
チャイルドシート及びジュニアシートの購入資金の一部を助成します。	

（３）子育て支援人材の育成

子育てに対して多様化するニーズに対応していくため、保育士、教員、保健師などの子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど、子育て支援を担う幅広い人材の確保・育成に努め、幅広い連携を図りながら、地域資源を活かした子育て支援の充実を図ります。

項目と内容	担当課
①子育てサポーター制度	社会福祉協議会 生涯学習課
育児の援助を受けたい人と当該援助を行いたい人からなる会員組織で、地域において会員同士が相互援助活動を行います。	
②地域子育て支援研修会	こども家庭課
子育て支援者の支援スキルの向上と共通理解を図り、地域における子育て支援体制を構築するための研修会を開催します。	
③子育て支援マンパワーの確保	こども家庭課
保育士・子育てアドバイザー等子育て支援のためのマンパワーの確保に努めます。	

施策方針2 支援が必要な子育て家庭と子どもへの細やかな取り組み

すべての子どもの健やかな育ちを守る上で、障がいがあることやひとり親家庭で育つことが成長の妨げになることがないように、経済面あるいは心理面といった多様な支援が必要になることがあります。経済的な困難を和らげるための支援のみならず、相互理解を促進し、自然な助け合いの精神を発揮できるような土壌の醸成を推進します。

すべての子どもには、保護者などからたくさんの愛情を受け、適切に養育されながら、健やかな成長と発達及び自立が保障される権利があります。一人ひとりの子どもの権利と将来の可能性に格差が生じないように、その幸せと最善の利益を第一に考えながら、支援を要する子ども及び子育て家庭に対する適切な支援を図ります。

(1) 障がいのある子どもへの支援

障がいのある子どもの発達を支えていくために、本人・家族の意向を尊重しつつ、一人ひとりの特性や発達段階に応じた、切れ目のない支援が提供できるよう、関係機関との連携を図り、障がい児サービスの充実を図ります。

項目と内容	担当課
①障がい児保育事業の推進	こども家庭課
集団保育が可能な、日々通所できる障がいのある児童を保育園で預かります。	
②福祉サービス等の提供	福祉介護課
児童福祉法、障害者総合支援法に基づき、各種サービスの提供を行います。 ○児童発達支援 ○医療型児童発達支援 ○放課後等デイサービス ○保育所等訪問支援 ○福祉型障害児入所施設 ○医療型障害児入所施設 ○障害福祉サービス ○地域生活支援事業 ○居宅訪問型児童発達支援	
③自立支援医療と補装具の給付	福祉介護課
医療費負担の軽減を図るとともに、車椅子や下肢装具等の補装具・日常生活用具を給付します。	
④就学相談・就学指導	学校教育課
障がいがある子どもの就学相談・就学指導を行います。	
⑤障がい児のための手当の支給	福祉介護課
重度の障がいがある児童等に各種手当を支給します。 ○障害児福祉手当 ○特別児童扶養手当 ○在宅心身障害児福祉手当	
⑥特別支援教育就学援助	学校教育課
特別支援学級に在籍する児童、生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、学校必要経費の一定額を援助します。	

(2) ひとり親家庭等の支援

ひとり親家庭等の子育ての支援と生活の安定のために、相談体制、日常生活の支援、経済的な支援などを充実します。

項目と内容	担当課
①児童扶養手当	こども家庭課
父母の婚姻の解消、死亡等でひとり親となった家庭等の児童の福祉増進のために、対象の子どもが18歳となる年度末まで手当を支給します。(所得制限あり)	
②母子・寡婦福祉資金貸付事業	こども家庭課
母子家庭または寡婦等への貸付事業を行います。	
③ひとり親家庭等放課後児童クラブ利用料助成事業	こども家庭課
ひとり親家庭等の保護者（児童扶養手当が全部受給の方）に対し、児童クラブの利用料を助成します。	

(3) 児童虐待の防止

児童虐待は、子どもの心身に深い傷を残し、成長した後においてもさまざまな生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景があっても許されるものではありません。どのような困難があっても子どもへの虐待につながらないよう、子育てに困難を抱える家庭に対する包括的な支援体制を強化します。

項目と内容	担当課
①児童虐待の防止についての啓発・普及	こども家庭課 学校教育課 生涯学習課
講演会・シンポジウムの実施、各種行事及び窓口等での啓発・普及を行います。	
②「児童の権利に関する条約」の啓発・普及	こども家庭課
子ども・市民に対し、18歳未満のすべての子どもを対象にした条約の趣旨の普及・啓発を行います。	
③要保護児童対策地域協議会の推進・調整機関の運営	こども家庭課
要保護児童等への適切な支援を図るため、関係機関等により構成された地域協議会において、要保護児童等に関する情報の共有や支援内容の協議を行うとともに、調整機関の運営を行います。	
④こども家庭センター（児童相談担当）【新規】	こども家庭課
児童虐待対応に関して、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行います。こども家庭センターを設置し、母子保健担当と連携して地域の資源や必要なサービスにつなぐソーシャルワークを中心とした機能の強化を図ります。	

（４）子どもの貧困解消に向けた取組及び社会的養育の推進

すべての子どもが、家庭の経済状況にかかわらず、質の高い教育を受け、能力や可能性を最大限に伸ばして、それぞれの夢に挑戦できる環境づくりを目指します。

貧困の状態にある子どもや子育て当事者が社会的孤立に陥ることのないよう、親の妊娠・出産期からの相談支援や教育相談体制の充実により、苦しい状況にある子どもを早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。

また、社会的養護やヤングケアラーについては、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

項目と内容	担当課
①生活困窮家庭の把握と支援	
民生委員・児童委員をはじめ、関係機関や全庁の連携体制のもと、生活困窮家庭の把握に努め、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援・就労支援・給付金の支給等の適切な支援につなげます。	福祉介護課
②要保護及び準要保護児童生徒の就学援助	
経済的理由により義務教育への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学校必要経費の一定額を援助します。	学校教育課
③生活困窮世帯の子どもの学習支援	
貧困の連鎖を防止するため、相対的な貧困にあるような生活困窮家庭の子どものたちの学習支援を行います。	福祉介護課
④社会的養育の推進	
児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するとともに、虐待等により家庭における養育が適当でない場合には、県や児童相談所等の関係機関との連携のもと必要な措置を図ります。	福祉介護課
⑤子ども食堂の運営支援	
地域のボランティアや民間団体などが、主に子どもや親子に無料又は安価で食事を提供する子ども食堂の運営を支援します。	こども家庭課 社会福祉協議会
⑥フードバンク制度の利用	
フードバンク制度を利用して、生活に困っている子育て家庭に食品を無料で配布します。	こども家庭課 社会福祉協議会
⑦ヤングケアラーへの支援【新規】	
本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで個人の権利に重大な侵害を生じるおそれがあります。関係機関が情報共有・連携して早期発見・把握し、必要な支援につなげるよう努めます。	こども家庭課

施策方針3 子どもの健やかな育ちのための環境づくり

すべての子どもが健やかに成長するためには、安心して妊娠・出産・育児できる環境をはじめ、子どもの発達段階に応じた保健対応が必要です。

母子保健事業や小児医療などの基礎的な保健医療の基盤の充実を図るだけでなく、子どもの思春期保健や食育までも含めた、妊娠期から子どもの成長における心身の健康を確保するための切れ目のない支援に取り組みます。

(1) 母子保健事業・医療等の充実

妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化、産前産後の支援の充実と体制強化を行います。

また、子どもが地域において、いつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図ります。医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、地域の子どもの健やかな成育の推進を図ります。

項目と内容	担当課
①母子健康手帳の交付	こども家庭課
妊娠・出産・子育てについて、母子の健康管理に役立てるとともに、健全な母性の育成を図るための情報を提供します。	
②マタニティ相談	こども家庭課
妊娠・出産に関する知識の普及や指導を行い、安心して妊婦生活・産後の生活を送れるように支援します。	
③乳幼児健康診査	こども家庭課
乳幼児を対象とした健康診査・育児支援を行います。 ○乳幼児健康診査 ○4か月児健康診査 ○1歳6か月児健康診査 ○3歳児健康診査	
④歯科健診・フッ素塗布事業	こども家庭課
○2歳児歯科健診 ○むし歯の早期発見・早期予防に努め、早期治療を進めます。 ○むし歯予防の講話・はみがき指導及びフッ素塗布を行います。 ○4歳・5歳児を対象に各幼稚園・保育園にてフッ化物洗口を行います。	
⑤離乳食教室（びよびよクラブ）	こども家庭課
4か月児～12か月児に対し、保健相談、栄養相談、歯科保健を実施し、子育ての悩みや不安の軽減にむけて支援します。	
⑥1歳児相談	こども家庭課
1歳児を対象とした歯の健康と栄養指導を行い、育児を支援します。	
⑦のびのびプレイルーム・フリールーム	こども家庭課
子ども同士、親同士の交流の場、仲間づくりの機会、育児に関する不安や悩みについて学習・相談を行います。	

項目と内容	担当課
⑧乳幼児発達相談事業（すくすく相談）・ことばと遊びの教室	こども家庭課
子どもの精神や運動機能の発達などについて、個別に相談、支援を行います。	
⑨養育支援事業	こども家庭課
育児支援や保健指導が必要と思われる乳幼児やその親を対象とした訪問指導を行います。	
⑩親のための子育て応援教室	こども家庭課
2～3歳のお子さんをお持ちの親を対象に、子の関わり方や育児を支援します。	
⑪予防接種事業	健康増進課
○乳幼児、小・中学生に対し、「予防接種法」に基づき予防接種事業を行います。 ○1歳から中学3年生を対象として、小児インフルエンザ予防接種助成を行います。	
⑫小児救急医療体制の整備	健康増進課
夜間・休日における小児救急診療体制の周知と適切な利用方法の普及、小児救急医療電話相談事業の周知に努めます。	
⑬不育症治療・特定不妊治療費助成事業	こども家庭課
不育症治療や特定不妊治療を受ける夫婦の経済的負担軽減を図るために、費用の一部を助成します。	
⑭産後ケア事業【新規】	こども家庭課
出産後支援が必要な母子に対し、医療機関と連携して心身のケア、育児指導等を行います。	

（２）思春期保健対策の充実

思春期は親離れし、大人に向けて自立の準備を行う不安定な転換期で、好奇心や反抗心、背伸びしたい意識などから、様々な体やこころの健康の問題を抱える時期です。家庭・学校・地域が連携し、子どもの健康づくりに取り組みます。

項目と内容	担当課
①性教育講師派遣活動	こども家庭課
保健師による性教育の実施、学校等への講師派遣を行います。	
②保健センター・学校保健等関係機関の連携	こども家庭課 健康増進課 学校教育課
保健センター、学校等関係機関による情報交換・連携を推進します。	
③飲酒・喫煙・薬物乱用に関する教育・啓発	健康増進課 学校教育課 生涯学習課
○保健学習などを通じて飲酒に対する正しい知識を普及します。 ○保健学習をはじめ、学校教育全般活動を通じて、喫煙防止・薬物乱用防止教育を推進します。	

(3) 食育の推進

乳幼児期は、生涯の健康につながる望ましい食生活の基礎づくりであるため、乳幼児健康診査を活用し、家庭と連携して食育活動を推進するとともに、保育所・学校等においては、給食や体験型学習を通して「食」の大切さを周知します。

また、地域の食文化の継承と理解を深めることに努めます。

項目と内容	担当課
①栄養指導・相談	こども家庭課
妊婦・乳幼児を対象に食事の意義及び離乳食・幼児食について、リーフレットや媒体を使用して指導し、体内リズムの確立を目指します。	
②離乳食教室・相談	こども家庭課
初期・中期・後期の離乳食教室を実施するほか、相談・指導を行います。	
③子ども・親子食育教室	健康増進課
小学生を対象に子ども・親子食育教室を開催します。	
④若い世代を対象とした栄養教室	健康増進課
若い世代を対象に、生活習慣病予防を目的として、栄養教室を行います。	
⑤食文化伝承・地産地消の推進	健康増進課
若い世代を対象に推進します。	
⑥学校給食での食育	学校教育課
学校給食を通じて、食育を実践します。	

施策方針4 子どもの生きる力を育む教育環境づくり

家庭が子どもの将来にわたる生活習慣や人格形成の基礎的な場であることを踏まえ、家庭の教育力の充実を図るとともに、子どもの健やかな成長には家庭のみならず地域の人々との交流や体験活動も重要であることから、地域住民の子ども・子育てへの関心を喚起し、地域ぐるみで子どもを育てる意識と活動を推進します。

また、子どもの生きる力は集団生活の中で培われるものも多く、学校は、学力はもちろん、健やかな身体、思いやりや助け合いの心、マナーやモラルを身につけられる重要な場所です。しかし、心身の発達途上の不安定さゆえに、不安や悩みなどを抱える児童・生徒も多いことから、児童・生徒が安心して頼れる相談の場づくりに努め、支援を必要とする子どもに対する適切な対応を図ります。

（１）家庭教育の支援

家庭教育学級や各種子育て講座など、子育てに関する学習機会の充実に努めます。

また、関係機関と連携を図り、保護者への情報発信と学習機会の提供を行い、家庭教育の支援に努めます。

項目と内容	担当課
①家庭教育学級	生涯学習課
保護者が家庭における教育の在り方などを学ぶために、小学校・中学校において開催します。	
②訪問型家庭教育支援事業	生涯学習課
子育ての不安や悩みを抱える家庭に対し、地域人材を活用して支援を行います。	

(2) 地域の教育力の向上

地域の団体と連携し、考える力や自己表現できる力、人を思いやることのできる豊かなことや健康な体や体力など、生涯にわたる「生きる力」を育む教育や学習・体験の機会を充実します。

項目と内容	担当課
①青少年相談員活動	生涯学習課
青少年の実態把握に努め、相談、助言、指導などの活動、相談員の活動に関する研究と相互の情報交換、連絡調整等を行います。	
②青少年を育むふるさと運動推進会議	生涯学習課
青少年育成運動の企画と運動展開、住民意識の高揚、青少年団体の育成、活動促進など必要な事業を行います。	
③子ども会活動の支援	生涯学習課
○子ども会指導者及び育成会の支援及び連絡調整を行います。 ○子ども会リーダー等の研修事業を行います。	
④図書館主催事業	生涯学習課
集会ホール、展示ロビー等を利用した各種展示会やコンサート等の開催、読み聞かせ、ライブラリー・ミニシアターなどの定期事業を行います。	
⑤スポーツ教室・スポーツ大会の開催	生涯学習課
○それぞれのライフステージに対応した各種教室を開催し、スポーツの楽しみや喜びを知る機会として、また、健康づくりの場として実施します。 ○地域住民の交流の場として各種スポーツ大会を開催します。	
⑥スポーツ少年団事業	生涯学習課
スポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、スポーツを通じて青少年の心身の健全な育成を行います。	

(3) 多様な体験学習の機会の充実

子どもが様々な活動を通して、楽しみながら実社会で役に立つ知識や経験、知識を実践に結びつける知恵など、生きる力を身につけていけるよう、多様な学習・体験機会の拡充に努めます。

項目と内容	担当課
①地域子ども教室事業	生涯学習課
土曜日・日曜日を活用し、小学生及びその保護者を対象にさまざまな体験をする事業を行います。	
②ボランティア体験学習	社会福祉協議会
福祉教育と学校等の連携活動などを対象に、様々なボランティア体験学習を行います。	
③児童ふれあい交流事業	こども家庭課 健康増進課 生涯学習課
中学生に対して、命の尊さについて学ぶための講話及び乳幼児の保育体験を行います。	

項目と内容	担当課
④高齢者と子どものふれあい事業	こども家庭課 福祉介護課
高齢者の生きがいを高めるとともに児童等の健全育成を図るため、高齢者と児童等との世代交流活動を地域ぐるみで推進します。	
⑤自然体験活動推進事業	生涯学習課
自然・野外体験を通してたくましく生きる力、自立する力、助け合う心を育てる体験活動を推進します。〔元気っ子体験村事業（愛らんど八千代）〕	
⑥芸術文化活動の振興育成事業	生涯学習課
地域の芸術文化活動の振興育成、ふるさと文化の保存・伝承（八千代ばやし）を行います。	

（４）学校環境の充実

いじめや不登校、ひきこもりなどの予防や解消のために、スクールカウンセラー、児童相談所などとの連携の強化を図ります。

項目と内容	担当課
①スクールカウンセラー配置事業	学校教育課
小・中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒のカウンセリングを行います。	
②教育相談事業	学校教育課
児童生徒や保護者からの教育問題について相談を受けます。	
③教育支援センター	学校教育課
不登校など学校不適應傾向の児童生徒への適応指導、保護者への相談活動などを「教育支援センター」（けやきの家）で実施します。	
④学校評議員の設置	学校教育課
地域に開かれた特色ある学校づくりをより一層推進していくため、学校や地域の実情等に応じ、校長が学校運営に関し参考意見を聞くことができる学校評議員を設置します。	
⑤学校施設の開放	スポーツ振興課
社会体育及び文化活動の普及並びに子どもの安全な活動場所の確保のため、学校開放管理指導員等のもとで小・中学校の施設を住民の利用に供します。（グラウンド、体育館）	

施策方針5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもが安全にのびのびと活動でき、親が安心して子育てできるためには、防犯・防災も含めたより良い生活環境が求められます。そのため、公園や道路、施設等のハード面の維持・改善を図るとともに、行政や警察署等の関係機関の連携のもと、地域住民の協力を得ながら安全・安心なまちづくりの体制整備を推進します。

また、就労を続けたい母親が子育てを理由に退職することがなく、働きながらの子育てと母親同士の活動なども両立しうるような、男女ともに多様な生き方が選択できる地域社会づくりを推進します。

(1) 子育てにやさしい生活環境の整備

家族で楽しく遊べる公園の整備・充実を図るとともに、子ども同士で遊べる身近な公園や広場、緑地の整備、生活にうるおいを与える緑地などの保全と整備を進めます。

また、子どもや子育て当事者の目線に立ち、子どものための近隣地域の生活空間を形成することもまんなかまちづくりを進めます。

項目と内容	担当課
①公園整備事業	スポーツ振興課
都市公園の遊具等の点検補修、街区公園等の整備を行います。	
②ユニバーサルデザインによるまちづくり	各施設管理課
公共施設、公共交通機関、建築物等のバリアフリー化（トイレや段差の解消など計画的整備）を行います。	
③子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	都市建設課 各施設管理課
乳幼児の子連れでも安心して楽しめる施設や公園などのトイレ等の整備を行います。	
④子育て世代移住促進住宅の整備	まちづくり推進課 都市建設課
子育て世帯が暮らしやすい、安全で安心できる快適な住まい環境を提供するため、公設住宅の整備を行います。	

(2) 安全・安心なまちづくりの推進

子どもへの防犯教育、地域での防犯活動子どもを守る110番の家など、犯罪被害から子どもを守る総合的な取組を進めます。

また、交通安全教育の徹底に努めるとともに、交通安全施設等の整備・充実に努めます。

項目と内容	担当課
①子どもを守る110番の家	学校教育課
通学路に設置される小・中学生の緊急避難場所の設置事業を推進します。	
②子ども対象の防犯教育	学校教育課
学校等における子どもを犯罪の被害から守る教育指導を行います。	
③防犯パトロール	消防交通課 学校教育課 生涯学習課
ボランティアによるパトロール活動を展開し、自主防犯活動の活性化と住民の防犯意識の高揚を図り、特に小・中学生の通学路を重点に実施します。	
④危機管理対策・防犯指導の推進	こども家庭課 学校教育課
認定こども園や幼稚園・保育園、小・中学校で「不審者侵入時の危機管理マニュアル」等を作成し、年1回以上防犯訓練を実施します。	
⑤防犯灯・防犯カメラ・交通安全施設の整備	学校教育課 消防交通課 都市建設課
○夜間における犯罪の防止、児童生徒の安全を確保するため、防犯灯や防犯カメラ等の整備を行います。 ○ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の整備を行います。	
⑥交通安全教育の実施と交通安全用具の支給	消防交通課
○認定こども園や幼稚園・保育園、小・中学校、高校等における交通安全教室の開催、教育活動全体を通じた交通安全教育を実施します。 ○小学1年生、中学1年生へ反射タスキを支給します。	
⑦交通安全母の会の活動推進	消防交通課
街頭立哨活動など、子ども、高齢者等の交通事故防止対策を通じて安全な地域づくりを推進します。	
⑧子どもの防災訓練・防災教育	消防交通課 学校教育課
災害時の児童生徒の避難場所や避難方法等の指導・教育を行います。	
⑨幼年消防クラブ	消防交通課
認定こども園等の幼児の消防クラブ活動を推進します。	
⑩通学路の合同点検	学校教育課 消防交通課 都市建設課
通学路の危険箇所について、年1回、関係機関による合同点検を行います。	

（３）仕事と生活が調和したまちづくりの推進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進や男性の家事・子育てへの参画の促進を図ることにより、家事・子育ての負担が女性に一方的に偏る状況を解消し、共働き・共育てを推進します

項目と内容	担当課
①「男女共同参画社会」の啓発・普及	秘書課
講演会・シンポジウムの実施、各種行事及び窓口等での啓発・普及を行います。	
②育児休業制度・短時間勤務制度の啓発・普及	産業振興課 こども家庭課
育児休業制度・短時間勤務制度等の啓発・普及を行います。	
③事業所内保育施設の整備促進	産業振興課 こども家庭課
事業所での保育施設の整備により、子育てと仕事の両立ができるよう、関係機関と連携して検討していきます。	
④再就職・再雇用制度の啓発・普及	産業振興課 こども家庭課
妊娠・出産・育児、介護等を理由に退職した人についての再雇用制度の啓発・普及を行います。	

第5章

子ども・子育て支援法に係る
量の見込みと提供体制、確保の方策

第5章 子ども・子育て支援法に係る量の見込みと提供体制、確保の方策

1 子ども・子育て支援事業計画の概要

子ども・子育て支援法において、市町村は、子どものための教育・保育給付と子育てのための施設等利用給付からなる「教育・保育」、地域の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成される事業の量の見込みとそれに対応する提供体制の確保の内容や実施時期について定めることになっています。

本町においても、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用ニーズを踏まえて計画します。

■子ども・子育て支援新制度における給付・事業の全体像



2 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域の定義

教育・保育提供区域とは、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや提供体制などを計画する上での単位のことであり、子ども・子育て支援法第61条第2項において規定されています。市町村は、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案しながら、地域の実情に応じて事業ごとに定める必要があります。

(2) 八千代町における教育・保育提供区域

<本町の現在の状況>

提供区域数	区域面積 (km ²)	就学前児童数 (人)	教育・保育施設数 (か所)	小学校数 (校)
1 (八千代町全域)	58.99 km ²	646 人	9 (認定こども園：5) (保育園：4)	5

(令和6年4月1日現在)

- 本町の就学前児童数は減少傾向にあること
- 町の人口規模、児童数の状況から、保育のニーズに対応していくためには、全町的に調整を図って対応していくことが現実的であること
- 町内における認定こども園、保育園の立地状況を踏まえると、小地区単位よりも全町及び広域的な視点から、中長期的な教育・保育施設の定員の在り方を検討していく必要があること
- 一時預かり事業などの地域子ども・子育て支援事業についても、現在の提供体制を勘案すると、相当規模の提供区域を設定する必要があること
- 第1期、第2期において、本町の教育・保育提供区域は1区域であったこと



以上のことから、本町では引き続き、**全町を1区域**で教育・保育提供区域を設定します。

事業の提供体制は広域性を確保することを基本とし、児童数やニーズ調査結果、施設立地のバランス等を考慮しながら、量の見込みや確保方策の検討を進めるとともに、柔軟性のある需給調整を行って対応していく考えです。

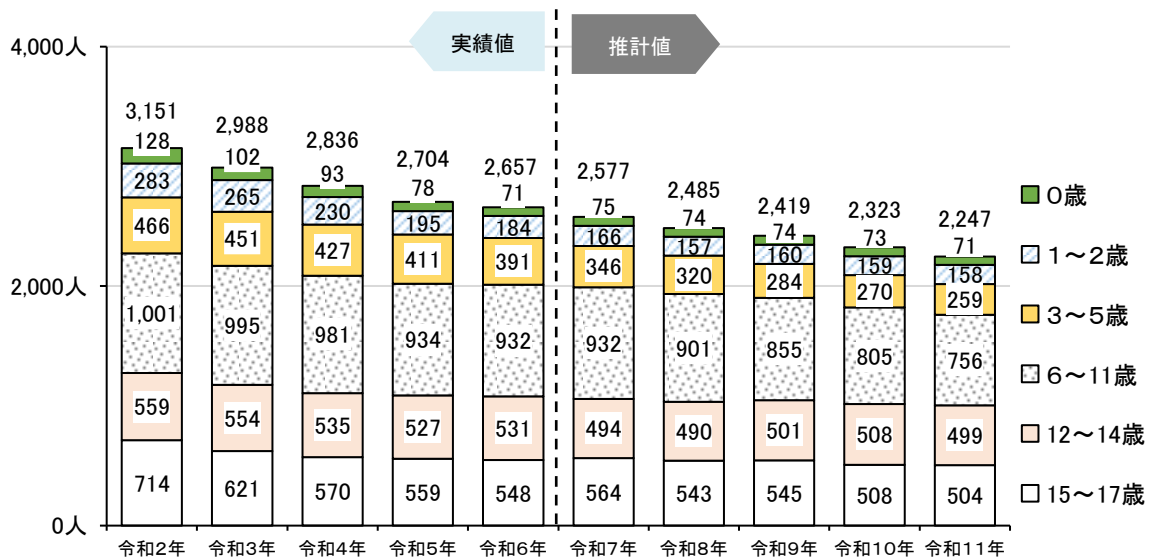
3 八千代町の児童数の将来推計

本計画の対象となる子どもの数の見込みについて、令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、計画の最終年度である令和11年までの推計を行いました。

0～17歳の子どもの数は減少する見通しであり、令和11年には2,247人と見込まれます。

年齢区分別にみると、0～5歳の小学校就学前の子どもの数は、令和6年の646人から158人減の488人、6～11歳の小学生は、令和6年の932人から176人減の756人と見込まれます。

■将来の児童数の推計



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

※コーホート変化率法：各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

4 幼児期の教育と保育の充実

子どもと子育て家庭が、認定こども園、幼稚園や保育園などの教育・保育施設及び事業を利用するにあたり、子ども・子育て支援新制度のもとでは、教育・保育を受けるための支給認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定には大きく分けて1号認定、2号認定、3号認定の3つの区分があり、子どもの年齢や保育の必要性のほか、保育を必要とする時間、その他優先すべき事情などを勘案して決定されます。認定区分ごとに、利用できる施設や事業が決められています。

地域の人口構造や産業構造、保護者の就労意向、教育・保育施設の利用状況や利用希望といった地域特性を十分に踏まえながら、必要な教育・保育の量の見込みと確保方策を計画します。

■年齢と認定（利用できる主な施設および事業）

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる主な施設及び事業
満3歳以上	なし	1号認定 (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園
	あり	2号認定 (保育標準時間認定)	保育園 認定こども園
		2号認定 (保育短時間認定)	
満3歳未満	あり	3号認定 (保育標準時間認定)	保育園 認定こども園 地域型保育事業
		3号認定 (保育短時間認定)	

【※次ページ以降の教育・保育施設の量の見込み及び確保方策の見方】

量の見込み： 将来推計人口や事業の利用率などから算出される当該年度のニーズ量（需要量）を表示	計画年度																						
確保方策： 現在の施設状況や今後の整備状況を勘案した事業種類毎の提供可能な量（供給量）を表示	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>令和7年度</th><th>令和8年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>推計児童数（〇—〇歳）</td><td>346</td><td>320</td></tr> <tr> <td>量の見込み（A）</td><td>137</td><td>126</td></tr> <tr> <td>確保方策（B）</td><td>326</td><td>326</td></tr> <tr> <td>特定教育・保育施設</td><td>261</td><td>261</td></tr> <tr> <td>〇〇〇〇〇〇〇〇</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>差（B－A）</td><td>124</td><td>135</td></tr> </tbody> </table>			令和7年度	令和8年度	推計児童数（〇—〇歳）	346	320	量の見込み（A）	137	126	確保方策（B）	326	326	特定教育・保育施設	261	261	〇〇〇〇〇〇〇〇			差（B－A）	124	135
	令和7年度	令和8年度																					
推計児童数（〇—〇歳）	346	320																					
量の見込み（A）	137	126																					
確保方策（B）	326	326																					
特定教育・保育施設	261	261																					
〇〇〇〇〇〇〇〇																							
差（B－A）	124	135																					
差： （確保方策）－（量の見込み）により算出される事業の需要と供給の差（マイナスは不足量を示します）																							

●八千代町の教育・保育施設の分布状況

本町における教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育園）の分布状況は以下のとおりとなっています。

■町内の教育・保育施設の分布状況（令和6年3月現在）



(1) 1号認定【3-5歳】

概 要

満3歳以上の就学前児童のうち、教育を受ける子どもの認定区分です。

【現 状】

本町では、令和6年4月現在、認定こども園5施設において、教育及び教育・保育の一体的な提供を図っており、十分な定員を確保しています。認定者数（利用児童数）は、ほぼ横ばいの状況です。

■第2期の実績

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数（3-5歳）	470	428	425	410	391
認定者数（A）	173	193	175	169	137
利用定員（B）	411	392	398	368	338
差（B-A）	238	199	223	199	201

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

1号認定については、町内の認定こども園により必要な定員は確保できる見込みです。

また、就労する保護者の保育の必要性に着実に応えるべく、幼稚園型在園児の一時預かり事業の提供体制の確保を図ります。

■第3期の見込み

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数（3-5歳）	346	320	284	270	259
量の見込み（A：必要量）	132	122	108	103	99
確保方策（B）	302	302	302	302	302
特定教育・保育施設	302	302	302	302	302
（他市町村児童利用分）	65	65	65	65	65
差（B-A）	105	115	129	134	138

各年4月1日現在

(2) 2号認定【3-5歳】

概 要

満3歳以上の就学前児童のうち、保護者の就労などにより保育を必要とする子どもの認定区分です。

【現 状】

本町では、令和6年4月現在、認定こども園5か所、保育園4か所の計9施設において、保育及び教育・保育の一体的な提供を図っており、十分な定員を確保しています。認定者数は、ほぼ横ばいと言える状況です。

■第2期の実績

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
※児童数（3-5歳）	470	428	425	410	391
認定者数（A）	272	217	232	220	238
利用定員（B）	311	287	268	298	298
差（B-A）	39	70	36	78	60

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

2号認定については3歳以上の教育・保育の無償化により増加が見込まれますが、3-5歳の児童数の減少に伴い、保育を必要とする児童数も減少する見通しであり、現行の提供体制をおおむね維持していくことで、必要な事業量は確保できる見込みです。

■第3期の見込み

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童数（3-5歳）	346	320	284	270	259
量の見込み（A：必要量）	211	195	173	164	158
確保方策（B）	291	291	291	291	291
特定教育・保育施設	291	291	291	291	291
認可外保育施設	0	0	0	0	0
（他市町村児童利用分）	58	58	58	58	58
差（B-A）	22	38	60	69	75

各年4月1日現在

(3) 3号認定【0-2歳】

概 要

0歳から2歳の就学前児童で、保育を必要とする子どもの認定区分です。

① 3号認定【0歳】

【現 状】

本町では、令和6年4月現在、認定こども園5か所、保育園4か所の計9施設において、保育及び教育・保育の一体的な提供を図っており、十分な定員を確保しています。

■第2期の実績

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数（0歳）	118	109	94	89	71
認定者数（A）	30	31	32	19	22
0歳保育利用率	25.4%	28.4%	34.0%	21.3%	31.0%
利用定員（B）	46	46	46	46	46
差（B－A）	16	15	14	27	24

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

本町の0歳の児童数は減少していく見通しであるものの、ニーズ調査結果から計画期間中において保育利用率の更なる増加が考えられることから、利用児童数の増加を見込んでいます。

保護者の保育利用ニーズの高まりに応えるため、現行と同水準の提供体制の維持に努め、必要な定員の確保を図ります。

■第3期の見込み

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数（0歳）	75	74	74	74	71
量の見込み（A：必要量）	23	23	23	23	22
0歳保育利用率	30.7%	31.1%	31.1%	31.1%	31.0%
確保方策（B）	49	49	49	49	49
特定教育・保育施設	49	49	49	49	49
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
企業主導型保育施設	0	0	0	0	0
（他市町村児童利用分）	4	4	4	4	4
差（B－A）	22	22	22	22	23

各年4月1日現在

②3号認定【1歳】

【現 状】

本町では、令和6年4月現在、認定こども園5か所、保育園4か所の計9施設において、保育及び教育・保育の一体的な提供を図っており、十分な定員を確保しています。

■第2期の実績

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数（1歳）	139	113	121	97	89
認定者数（A）	67	53	55	49	39
1歳保育利用率	48.2%	46.9%	45.5%	50.5%	43.8%
利用定員（B）	91	91	88	88	88
差（B－A）	24	38	33	39	49

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

本町の1歳の児童数は減少していく見通しであるものの、ニーズ調査結果から計画期間中において保育利用率の更なる増加が考えられることから、利用児童数は増加から横ばいで推移することを見込んでいます。

保護者の保育利用ニーズの高まりに應えるため、現行と同水準の提供体制の維持に努め、必要な定員の確保を図ります。

■第3期の見込み

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数（1歳）	76	80	79	79	78
量の見込み（A：必要量）	38	40	39	39	39
1歳保育利用率	50.0%	50.0%	49.4%	49.4%	50.0%
確保方策（B）	85	85	85	85	85
特定教育・保育施設	85	85	85	85	85
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
（他市町村児童利用分）	17	17	17	17	17
差（B－A）	30	28	29	29	29

各年4月1日現在

③3号認定【2歳】

【現 状】

本町では、令和6年4月現在、認定こども園5か所、保育園4か所の計9施設において、保育及び教育・保育の一体的な提供を図っており、十分な定員を確保しています。

■第2期の実績

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童数（2歳）	137	142	118	130	95
認定者数（A）	83	101	77	77	69
2歳保育利用率	60.6%	71.1%	65.3%	59.2%	72.6%
利用定員（B）	111	129	125	125	125
差（B－A）	28	28	48	48	56

各年4月1日現在

【量の見込みと確保方策】

本町の2歳の児童数は減少していく見通しであるものの、ニーズ調査結果から計画期間中において保育利用率の更なる増加が考えられることから、利用児童数は増加から横ばいで推移することを見込んでいます。

保護者の保育利用ニーズの高まりに應えるため、現行と同水準の提供体制の維持に努め、必要な定員の確保を図ります。

■第3期の見込み

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推計児童数（2歳）	90	77	81	80	80
量の見込み（A：必要量）	66	57	61	61	61
2歳保育利用率	73.3%	74.0%	75.3%	76.3%	76.3%
確保方策（B）	120	120	120	120	120
特定教育・保育施設	120	120	120	120	120
特定地域型保育事業	0	0	0	0	0
認可外保育施設	0	0	0	0	0
（他市町村児童利用分）	54	63	59	59	59
差（B－A）	0	0	0	0	0

各年4月1日現在

5 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 利用者支援事業

概 要

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

【現 状】

本町では、保健センターに子育て世代包括支援センターを設置し、子どもと保護者の健康増進や育児不安の軽減を図っています。

■第2期の実績

(年間)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
母子保健型	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
計	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【量の見込みと確保方策】

今後も、妊娠期から子育て期までにわたる様々なニーズに対して総合的な相談支援を提供し、必要な事業量の確保を図ります。

■第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
基本型	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
子ども家庭センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
計	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(2) 地域子育て支援拠点事業

概 要

公共施設や保育所等の地域の身近な場所において、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行います。

【現 状】

町内3か所の保育園で事業を実施しています。地域において、子育て親子の交流のためのひろばを設け、子どもが自由に遊び、保護者同士が交流できる場を提供しています。

さらに、子育てに関する悩みの相談に応じたり、子育てに関する講座や、体操教室、赤ちゃん教室などを定期的を開催しています。

(専門職員による子育て家庭に対する相談指導、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。)

■第2期の実績

(年間) ※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用回数	1,253 人回	1,576 人回	1,749 人回	1,837 人回	1,066 人回
実施か所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、利用実績を基に見込みました。地域の子育て家庭に対する育児相談や指導、遊びの場の提供を行う地域子育て支援センターの受け入れ体制によって、必要な量の見込みの確保を図ります。

■第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1,703 人回	1,715 人回	1,824 人回	1,900 人回	1,970 人回
確保方策	利用回数	1,703 人回	1,715 人回	1,824 人回	1,900 人回
	実施か所数	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所

(3) 妊婦健康診査

概 要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。また、出産後間もない時期の母体の身体機能の回復や授乳状況及び精神状態が把握できるように産後健康診査を実施します。把握した情報を関係機関と連携しながら支援を実施します。

【現 状】

妊婦に 14 回分の受診券を配布し、希望する医療機関等における妊婦健診の機会を提供しています。近年、受診者数、受診回数ともに、減少傾向（ほぼ横ばい）にあります。

■第2期の実績

(年間) ※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ受診回数	1,262 回	1,073 回	1,095 回	896 回	1,400 回

【量の見込みと確保方策】

事業の性質上、すべての妊婦の受診を見込んでいます。引き続き、茨城県医師会等と連携し、希望する医療機関・助産所における受診機会の提供を図ります。

■第3期の見込み

(年間)

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度	
見込み量の	延べ受診回数	1, 330 回	1, 316 回	1, 316 回	1, 302 回	1, 274 回	
	実受診者数	95 人	94 人	94 人	93 人	91 人	
確保方策	実施場所	茨城県医師会					
	実施体制	利用者が希望する医療機関					
	実施時期と検査項目	①妊娠 8 週頃	基本健診、血液検査、子宮頸がん検査、超音波検査、HTLV-1 抗体検査				
		②妊娠 12 週頃	基本健診				
		③妊娠 16 週頃	基本健診				
		④妊娠 20 週頃	基本健診、超音波検査				
		⑤妊娠 24 週頃	基本健診				
		⑥妊娠 26 週頃	基本健診、血液検査				
		⑦妊娠 28 週頃	基本健診				
		⑧妊娠 30 週頃	基本健診、超音波検査、クラミジア核酸同定検査				
		⑨妊娠 32 週頃	基本健診				
		⑩妊娠 34 週頃	基本健診、B 群溶血性レンサ球菌検査				
		⑪妊娠 36 週頃	基本健診				
		⑫妊娠 37 週頃	基本健診、超音波検査				
⑬妊娠 38 週頃	基本健診						
⑭妊娠 39 週頃	基本健診						
	①産後 2 週	基本健診、EPDS 質問票					
	②産後 4 週	基本健診、EPDS 質問票					

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

概 要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

【現 状】

町内の乳児（生後4か月まで）のいるすべての家庭を対象に、保健師と母子保健推進員が自宅を訪問し、親子の心身の状況と養育環境を把握するとともに、子育てに関する情報提供、相談対応、助言やその他必要な支援を行っています。

■第2期の実績

(年間) ※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問家庭数	103 家庭	86 家庭	84 家庭	74 家庭	79 家庭

【量の見込みと確保方策】

町内すべての対象家庭の訪問を想定し、0歳児の将来推計結果と実績をもとに事業量を見込んでいます。引き続き、こども家庭課が主体となり母子保健推進員 30 人で実施する体制により、必要な事業量は確保できる見通しです。

訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげていきます。

■第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	75 家庭	74 家庭	74 家庭	73 家庭	71 家庭
確保方策	実施体制	保健師・母子保健推進員 30 人			
	実施機関	八千代町 こども家庭課			

(5) 養育支援訪問事業、その他の要保護児童等の支援に資する事業

① 養育支援訪問事業

概 要

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、保護者が適切に養育できるよう、育児能力等の向上に向けた相談、指導、助言などの支援を行います。

【 現 状 】

養育のための支援が必要と認められる児童、保護者及び妊婦に対し、こども家庭課の保健師が対象者の自宅に訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

■第2期の実績

(年間) ※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問実人数	0人	1人	0人	0人	1人

【 量の見込みと確保方策 】

利用実績を踏まえ、第3期計画期間においては、過去の実績をもとに養育支援訪問の平均的な割合を用いて事業量を見込んでいます。

引き続き、こども家庭課による事業の実施を予定しており、乳児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、保健師等の専門的技術を生かしたサポート体制の整備により、必要な事業量の確保を図ります。

■第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5人	5人	5人	5人	5人
確保方策	実施体制	保健師			
	実施機関	八千代町 こども家庭課			

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

概 要

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、構成員間の連携強化を図ります。

【 現 状 】

要保護児童対策地域協議会を組織し、代表者会議、実務者会議のほか、必要に応じて個別ケース会議を行い、児童の安全確保のための支援を図っていますが、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業としては実施しておりません。

【 量の見込みと確保方策 】

第3期において事業量は見込んでいませんが、計画期間中、本町の状況と国の動向などを踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

今後も現在の取り組みを継続し、関係機関の連携のもと適切なケース支援が継続されるよう努めます。随時開催する個別ケース検討会議により、ケースに応じた適切な支援策を検討するとともに、実務者会議を開催してケース支援の状況把握・評価を定期的に行います。

さらに、養育支援訪問事業担当者との定期的なケース検討会の開催により、児童虐待の恐れのある家庭等を早期に把握し、養育支援訪問事業との連携を図りながら支援することで児童虐待の未然防止に努めます。

(6) 子育て短期支援事業

概 要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育することが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。

【 現 状 】

児童福祉施設において、保護者の疾病などで一時的に家庭での養育が困難になった児童を短期間（原則7日以内）預かる事業です。町内には施設がないことから、利用実績はありません。

【 量の見込みと確保方策 】

第3期計画以降、近隣の児童養護施設1箇所と連携し、事業の提供体制を確保し、子育て家庭の負担軽減に努めます。

また、幅広く事業の周知を図るとともに、利用者のニーズの掘り起こしに努めます。

■第3期の見込み

(年間)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		14人日	14人日	14人日	14人日	14人日
確保方策	延べ利用数	14人日	14人日	14人日	14人日	14人日
	受入施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(7) 子育て援助活動支援事業【就学児対象】(ファミリー・サポート・センター事業)

概 要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員とし、児童の預かり等の援助を希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

【現 状】

本町では、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)は実施しておりません。

同様の事業として、在宅福祉サービスセンターの有償ボランティアによる子育てサポート(子育てサポーター制度)を実施していますが、利用者はごく少数に限られています。

【量の見込みと確保方策】

ニーズ調査結果から就学児を対象とした本事業のニーズ量は算出されなかったことから、具体的な事業量は見込んでいません。

計画期間中は引き続き、在宅福祉サービスセンターの有償ボランティアサービスによる対応を図るとともに、計画期間中の利用者の実態等を踏まえ、既存の子育てサポートをベースにした就学児向けの事業実施の可能性について検討していきます。

(8) 一時預かり事業

① 幼稚園在園児対象の一時預かり

概 要

かつての幼稚園における「預かり保育」に該当する事業であり、認定こども園、幼稚園において教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中などに、在園児を対象に保育（教育活動）を実施します。

【現 状】

令和6年4月現在、町内3か所の認定こども園において、在園児対象の預かり保育を実施しています。

■第2期の実績

(年間) ※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用数	2,147 人日	5,961 人日	5,126 人日	5,981 人日	5,500 人日
利用施設数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

※実績値は一時預かり事業（幼稚園型）のみ

【量の見込みと確保方策】

在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）は、保育園における延長保育と同様、希望どおりの対応を実施しており、基本的に定員は設定していないことから、必要な事業量は確保できる見通しです。（私学助成の廃止により、2園分の見込みが追加されています。）

■第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
延べ利用数	15,000 人日	15,000 人日	15,000 人日	15,000 人日	15,000 人日
利用施設数	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所

② 保育所等での一時預かり

(トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センターの未就学児の利用を含む)

概 要

家庭において保育することが一時的に難しくなった乳幼児について、主として昼間、幼稚園や保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行います。

確保方策 の類型	○一時預かり事業：家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業 ○子育て援助活動支援事業：乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業 ○トワイライトステイ事業：保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、夜間、生活指導、食事の提供等を行う事業
-------------	---

【現 状】

令和6年4月現在、本町の3か所の保育園において、一時預かり事業を実施しています。利用実績はそれほど多くはなく、一定の水準で推移しています。

なお、本町では子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、トワイライトステイ事業は実施しておりません。

■第2期の実績

(年間) ※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一時預かり事業	62人日	52人日	123人日	74人日	27人日
	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
子育て援助活動支援	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
トワイライトステイ	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
計	62人日	52人日	123人日	74人日	27人日
	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

【 量の見込みと確保方策 】

引き続き町内3か所の保育園において実施する一時預かり事業により必要な事業量は確保できる見通しです。

なお、本町では、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）及び子育て短期支援事業（トワイライトステイ）を一時預かりの事業量を確保する方策としては見込んでおりません。しかしながら、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）については、計画期間中における利用者の実情や意向等を踏まえ、既存の子育てサポートをベースにした事業実施の可能性について今後も引き続き検討していきます。

■第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	70 人日	73 人日	77 人日	80 人日	83 人日
確保方策	70 人日	73 人日	77 人日	80 人日	83 人日
	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	70 人日	73 人日	77 人日	80 人日	83 人日
	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所	3 か所
	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

概 要

通常保育の時間を超える保育需要への対応を図るため、保育認定を受けた子どもについて、認定こども園、保育所等で、通常の利用日及び利用時間帯以外の保育を実施します。

【現 状】

町内4か所のすべての保育園のほか、5か所の認定こども園において、延長保育が実施されています。通常の開所時間7:30～18:30の前後30分間ずつの延長保育が実施されています。利用者数は一定の水準で推移している状況です。

■第2期の実績

(年間) ※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用実人数	92人	68人	82人	71人	76人
実施施設数	8か所	8か所	8か所	9か所	9か所

【量の見込みと確保方策】

引き続き、町内9か所の保育園及び認定こども園における延長保育の実施体制の確保を図ります。事業の性質上、定員の設定などはないことから、必要な事業量は確保できる見通しです。

■第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	67人	62人	58人	55人	51人
確保方策	利用実人数	67人	62人	58人	55人
	実施施設数	9か所	9か所	9か所	9か所

(10) 病児を保育する事業（病児保育事業・子育て援助活動支援事業）

概 要

児童が病気の際、または病気からの回復期、あるいは保育中に体調不良になった場合等において、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、一時的な保育や緊急的な対応等を行います。

事業の種類	○病児保育事業（病児対応型）：児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業 ○病児保育事業（病後児対応型）：児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業 ○病児保育事業（体調不良児対応型）：児童が「保育所通所中」に、微熱等で体調不良になった際、保護者の迎えまでの間、当該保育所で一時的に保育する事業 ○病児・緊急対応強化事業：ファミリー・サポート・センター事業として、病児・病後児を預かる事業
-------	--

【現 状】

本町では、病児保育事業（病後児対応型）を保育園（1か所）で行っております。

■第2期の実績

（年間）※令和6年度は見込み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用数	3人日	1人日	0人日	3人日	0人日
利用施設数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【量の見込みと確保方策】

引き続き町内の保育園1か所で実施する病児保育事業により、必要な事業量は確保できる見通しです。なお、子育て援助活動支援事業は本町では実施していないため、病児を保育する事業の確保方策としては見込んでおりません。

■第3期の見込み

（年間）

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み（A）		10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
確保 方策 （B）	病児保育事業	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	子育て援助 活動支援事業	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
		0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
差（B－A）		0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

概 要

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

【現 状】

本町では、認定こども園4か所、保育園4か所の町内計8か所において、保護者が昼間家庭にいない小学生（小学1～6年生）を対象に、放課後に遊びや生活の場を提供する事業を実施しています。

利用児童数は年々増加しており、定員に不足が生じている状況ですが、面積基準を満たす範囲で児童の受け入れを行っています。

■第2期の実績

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数 (A)	小学1～3年	189人	206人	221人	234人	265人
	小学4～6年	47人	58人	48人	59人	66人
	計	236人	264人	269人	293人	331人
定員数 (B)		236人	264人	269人	293人	331人
設置数		8クラブ	8クラブ	8クラブ	8クラブ	8クラブ
差 (B－A)		0人	0人	0人	0人	0人

※各年度5月1日現在

【量の見込みと確保方策】

本事業の趣旨として、児童が身近な地域で容易に利用できることが必要であるため、引き続き教育・保育事業者等の協力を得て定員の拡大を働きかけるとともに、小学校の余裕教室等を利用するなど、運営方法の見直しを検討していきます。

また、障がいのある子どもへの対応については、施設と連携を図りながら、適切な配慮に努めます。

■第3期の見込み

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数 (A)	小学1～3年	300人	286人	271人	243人	222人
	小学4～6年	77人	72人	69人	70人	64人
	計	377人	358人	340人	313人	286人
定員数 (B)		377人	358人	340人	313人	286人
設置数		8クラブ	8クラブ	8クラブ	8クラブ	8クラブ
差 (B－A)		0人	0人	0人	0人	0人

※各年度5月1日現在

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

概 要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【現 状】

令和元年10月より実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、新制度に移行していない幼稚園の利用者について、当事業による支援を行っています（所得制限等の条件あり）。

【量の見込みと確保方策】

第3期において、町内の幼稚園が新制度に移行するため事業量は見込んでいませんが、計画期間中、本町の状況と国の動向などを踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

概 要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置や運営の促進を図る事業です。

【現 状】

本町においては、第2期計画中、この事業は実施していません。

【量の見込みと確保方策】

第3期において事業量は見込んでいませんが、計画期間中、本町の状況と国の動向などを踏まえながら必要に応じて実施を検討します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業 **新規****概 要**

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭等にヘルパーを派遣し、食事や洗濯、育児などの支援を行う事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

支援を必要とする家庭の把握と実施に向けた検討を進め、利用しやすい環境づくり、事業の周知啓発などに努めていきます。

■ 第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5人日	5人日	5人日	5人日	5人日
確保方策	5人日	5人日	5人日	5人日	5人日

(15) 児童育成支援拠点事業 **新規****概 要**

養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談・支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へつなぐなど、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象世帯の動向やニーズを注視しながら、実施に向け研究を行いつつ、必要に応じて実施を検討します。

(16) 親子関係形成支援事業 **新規****概 要**

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を行うとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける事業です。令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって新たに「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象世帯の動向やニーズを注視しながら、実施に向け研究を行いつつ、必要に応じて実施を検討します。

(17) 妊婦等包括相談支援事業 **新規****概 要**

妊婦やその配偶者等に対して面談等により情報提供や相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図ることを目的としています。

【 量の見込みと確保方策 】

こども家庭センターにおいて、妊娠届け出時、妊娠中後期、産婦、新生児訪問により、出産・育児等を見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を実施していきます。

■第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み					
妊娠届出数	95 件	94 件	94 件	93 件	91 件
1 組あたり面談回数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
面談実施合計回数	285 回	282 回	282 回	279 回	273 回
確保方策					
こども家庭センター (代替となる拠点)	285 回	282 回	282 回	279 回	273 回
上記以外の業務委託	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度） 新規**概 要**

すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

【 量の見込みと確保方策 】

令和8年度の給付制度化に向けた課題等の把握を進めていきます。

■第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子どもの数（0～2歳）	241人	231人	234人	233人	229人
※子どもの数（0歳）	75人	74人	74人	74人	71人
※子どもの数（1歳）	76人	80人	79人	79人	78人
※子どもの数（2歳）	90人	77人	81人	80人	80人
量の見込み	0人日	7人日	7人日	7人日	7人日
0歳	0人日	4人日	4人日	4人日	4人日
1歳	0人日	2人日	2人日	2人日	2人日
2歳	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
確保方策	0人日	7人日	7人日	7人日	7人日
0歳	0人日	4人日	4人日	4人日	4人日
1歳	0人日	2人日	2人日	2人日	2人日
2歳	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日

(19) 産後ケア事業 **新規****概 要**

産後の母子等に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的としています。

【 量の見込みと確保方策 】

医療機関等への宿泊・通所もしくは助産師等の専門スタッフの訪問等により、母体の休養及び体力の回復、母体と乳児のケア、育児に関する指導等を行います。

■ 第3期の見込み

(年間)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3人日	3人日	3人日	4人日	4人日
確保方策	3人日	3人日	3人日	4人日	4人日

6 その他の推進方策

（１）教育・保育の一体的な提供と質的向上の推進

認定こども園は、従来の幼稚園・保育園の機能・設備等を併せ持つ教育・保育施設です。小学校就学前の子どもへの教育・保育と家庭等の子育て支援を一体的・総合的に提供できるため、保護者の就労状況やその変化などによらず柔軟に子どもを受け入れることができます。

本町においては、町内の幼稚園、保育園が、質の高い幼児教育カリキュラムや保育サービスの充実を目指し、認定こども園への移行に取り組んでおり、新制度が開始された平成27年度以降、町内においては5園の幼稚園が認定こども園に移行しました。

今後も、教育・保育の一層の質の向上を図るため、職員の研修等を実施するとともに、発達や学びの連続性を踏まえ、家庭はもちろん小学校等の関係機関との連携強化に努めます。さらに、保護者のニーズに応えられるサービス提供体制を目指し、適切な評価と改善を促進し、サービスの質の向上に努めます。

■教育・保育の質の向上に向けた取り組み

項目と内容	担当課
認定こども園の普及	こども家庭課
町内の幼稚園・保育園の認定こども園への移行を促進します。	
サービス評価制度の導入の促進	こども家庭課
サービス提供事業者や利用者以外の公正中立な立場の第三者評価機関によるサービス評価制度の導入の促進を検討します。	
幼稚園教諭・保育士研修の推進	こども家庭課
教育・保育サービスの質の向上のため、計画的な研修を推進します。	

（２）産後の休暇及び育児休業後の保育等の利用支援

保護者が保育園等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、切り上げたりすることがないように、産前・産後の休暇や育児休業の満了時に希望に応じて教育・保育を円滑に利用できるよう、こども家庭課窓口や地域子育て支援センター等を通じた休業中の保護者向けの情報提供の充実、当事者に対する相談支援に努めます。

休業明けの保護者の認定こども園、保育園等の円滑な利用につなげるため、柔軟な受入れの促進や優先度の引上げなど支援の充実を検討していきます。

（３）子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する茨城県が行う施策との連携

町は、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

（４）外国につながる幼児への支援・配慮

教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児、外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など、外国につながる幼児が円滑に教育・保育等を利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を図るとともに、円滑に受け入れてもらえるよう民間事業者の理解と配慮の促進に努めます。

第6章

計画の推進体制と進捗管理

第6章 計画の推進体制と進捗管理

1 協働による計画の推進

本計画で位置付けた取り組みは、子ども・子育て分野だけではなく、福祉、教育、保健・医療、雇用など、幅広い分野にわたります。庁内の関係部局との連携により、施策の進捗状況等を共有し、庁内横断的な対応ができるように体制を整えます。

また、本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、学校、地域、企業等との連携・協働により取り組んでいきます。

（１）行政の役割

●計画の推進と関係機関との連携

本町において、関係各課が連携し、こども施策を総合的に実施していきます。

また、本計画に関係する機関等との連携体制の強化を図るとともに、住民や企業等が積極的に参画しうるよう、情報の提供や意識の啓発に努めます。

さらに、こども施策は、国や県の制度や計画と関わりが深いため、密に連携を図り、事業の有効な導入に努めます。

なお、本町の实情に即した取り組みを積極的に推進する上で必要な側面については、国や県への要請や働きかけを行います。

●計画の周知及び広報

本計画の趣旨は、社会全体で子どもやその家族を支え、住民一人ひとりが子どもの健全な育成に取り組んでいくことを一丸となって目指すものです。

本計画が町民に開かれたものとなり、広く理解を得られるよう、町のホームページや広報紙等を通じて周知を図ります。

（２）家庭や地域の役割

●家庭の役割

子どもは生活の中で多くの人や物にふれ、次々と新しいことを体験しながら育っていきます。特に、子どもが大人に向けて自立していくためには、家族の保護の下から離れ、友達と社会の中で新たなことに挑戦していく体験が重要です。地域は、子どもにとって家庭に次ぐ身近な生活の場であり、保護者にとっては身近で重要な子育ての場です。

保護者がお互いに子育てを助け合えるような機会を充実するとともに、地域社会で子育てを行っていくという意識の醸成、地域活動への子どもの参加の促進、子どもや保護者活動への地域住民の積極的な支援など、地域社会の子育て機能の回復を図ることが必要です。

●地域社会の役割

計画の推進に当たり、地域をあげた子ども支援が必要であることから、町民参画の気運の高まりが重要です。

そのため、すべての町民が子ども、その家族を見守り、支えていくという意識を持ち、地域社会全体で子どもを育てていくことが望まれます。

●教育・保育施設、学校等の役割

様々な人との交流や生活体験を通して、自主性や社会性を育みながら、子どもの個性を伸ばす教育が重視されています。

特に、保育所等の教育・保育施設が地域に開かれたものとなり、地域とともにありながら、子ども・子育て支援の中核的な役割を担うことが期待されます。

●企業の役割

子育て中の保護者が性別を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正や希望に応じた育児休業・短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような職場環境づくりが望まれます。

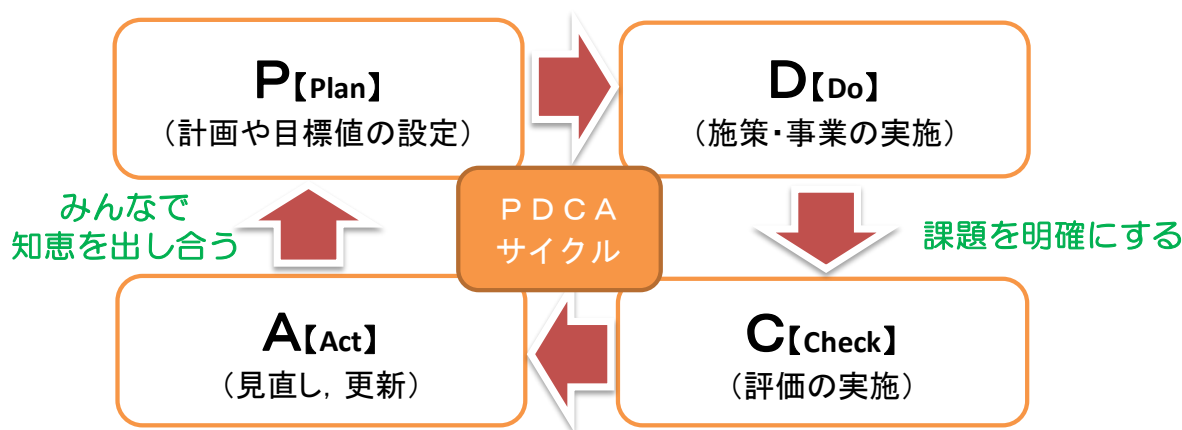
2 計画の進行管理

計画期間中は、こども家庭課が事務局となり、「八千代町子ども・子育て会議」をはじめ、関係各課や関係機関、町民等と連携して、計画の進行を管理していきます。

計画の進捗状況の把握や成果に関する評価については、計画の中で設定した成果指標をはじめ、進捗管理事業等の施策・事業の実績等を用いて実施し、取り組みの改善に努めます。

5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげていきます。

■進行管理のPDCAサイクルのイメージ



資料編

資料編

1 計画の策定経過

年 月 日	事 項	内 容
令和6年 1月12日	八千代町 子ども・子育て会議	議事 (1) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況について (2) 特定教育・保育施設の利用定員について (3) 第3期八千代町子ども・子育て支援事業計画策定ニーズ調査について
令和6年 3月	就学前児童調査	配 布 数： 781 件 有効回答数： 361 件【有効回答割合 46.2%】
	小学生調査	配 布 数： 807 件 有効回答数： 320 件【有効回答割合 39.7%】
令和6年 11月7日	八千代町 子ども・子育て会議	議事 (1) 第3期八千代町子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果の概要について (2) 量の見込み及び確保方策の考え方について (3) 特定教育・保育施設の利用定員について
令和7年 2月7日	八千代町 子ども・子育て会議	議事 (1) 令和7年度からの定員変更について（認定こども園ひかり幼稚園） (2) ①第3期八千代町子ども・子育て支援事業計画の素案について ②今後のスケジュールについて
令和7年 3月1日～ 3月15日	パブリックコメント	意見提出数：0件

2 八千代町子ども・子育て会議設置要項

平成26年3月1日

訓令第5号

改正 平成29年4月1日訓令第33号

令和5年3月29日訓令第63号

（目的）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に掲げる事務を処理するため、八千代町における合議制の機関として、八千代町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 会議は、次に掲げる事項に関し調査審議し、又は意見を述べることができる。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援に関し必要な事項に関する事。

（組織）

第3条 会議は、15名以内の委員をもつて組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主及び労働者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) 前各号のほか町長が必要と認める者

（委員の任期）

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 会議に会長及び副会長各1名を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求めて意見や説明等を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 委員は、自己又は配偶者が運営する施設又は事業に関する事案については、除斥されるものとする。ただし、他の出席委員の同意がある場合は、出席し当該事案についての意見を述べることができる。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、保健福祉部こども家庭課において行う。

（補則）

第8条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会議に諮り決定する。

附 則

この要項は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年訓令第33号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年訓令第33号）

この訓令は、公布の日から施行する。

3 八千代町子ども・子育て会議委員名簿

令和6年4月1日現在

NO	氏 名	役 職 等	区 分	備 考
1	◎大久保 敏夫	町議会教育民生委員長	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	
2	○古谷 光義	町子ども会育成連合会長		
3	田神 昭	町校長会長		八千代第一中学校
4	染野 喜美子	町母子保健推進員協議会長		
5	板倉 はるみ	主任児童委員		
6	小菅 康司	町商工会長	事業主及び労働者	
7	橘 紀彦	町幼稚園協議会長	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	たちばな幼稚園
8	伊佐 尚和	町保育連合会長		八千代保育園
9	中村 公哉	地域子育て支援センター		中結城保育園 子育て支援センター
10	生井 良枝	町PTA連絡協議会長	子どもの保護者	八千代一中保護者
11	中茎 舞	保護者代表		たちばな幼稚園保護者
12	廣瀬 菜月	保護者代表		みどりが丘保育園保護者
13	前野 沙也佳	保護者代表		ひかり幼稚園保護者
14	鈴木 美由紀	保護者代表		八千代保育園保護者
15	関 和之	学校教育課長	子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	

◎：会長 ○：副会長

第3期八千代町子ども・子育て支援事業計画

～ 地域で親子の育ちを支え 笑顔が輝くまち ～

発 行 令和7年3月

発行者 八千代町

編 集 八千代町 保健福祉部 こども家庭課 子育て支援係
〒300-3592 茨城県結城郡八千代町大字菅谷 1170
電話 0296-48-1111（代表）
